

■ 講演要旨

第1部 講演

最近の世界的な知財動向

<講演者>

【1:米国】

石原 徹弥

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューヨーク事務所 知的財産部長

【2:中国】

山本 英一

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所 知的財産部長

松本 要

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)香港事務所 知的財産部長

【3:欧州】

鹿戸 俊介

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)デュッセルドルフ事務所 知的財産部長

【4:韓国】

土谷 慎吾

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長

【5:台湾】

中根 知大

公益財団法人 日本台湾交流協会 台北事務所 経済部主任

【6:ASEAN】

三原 健治

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)シンガポール事務所 知的財産部長

渡邊 純也

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコク事務所 知的財産部長

【7:インド】

渡部 博樹

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)ニューデリー事務所 知的財産権部長

最近の世界的な知財動向（米国）

石原 徹弥

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク事務所 知的財産部長

石原 徹弥

石原： それでは、アメリカの状況について、ニューヨーク事務所の石原からご報告したいと思います。

まず、特許出願、アメリカの特許庁、USPTO に出願された件数を見ていきたいと思っています。2021 年度ですけれども、前年から 1 万件、減っています。そして、アメリカの統計の特徴点ですけれども、従来、特許出願の件数の中に、継続審査請求、RCE と呼ばれるものを含めてカウントをしてきています。これは 1 回審査を拒絶されて、そして、さらに続けて審査をしてくださいというものもカウントしていたのですが、今回この RCE が 1 万件、減っているということで、減少分のほとんどがこの RCE という説明がつかず。新しい出願について見ると、453 件減ということですので、ほぼ横ばいという状況になっています。

そして、審査のスピードを見てみると、最初にオフィスアクションが来る、FA と呼ばれているものが、21 年度、2 カ月以上、長期化しています。この理由について、USPTO から、職員の休暇、それから、残業の減少で、業務量が全体として減ったということがいわれています。出ていったものが少なく、少し審査が遅くなっていったというような状況です。

そして、地域別に見ていきたいと思いますが、日本は、アメリカ以外の国の中では、6 万件ぐらいということで、多く出願をしている国ですが、最近少しずつ出願を減らしています。中国が特に大きく出願を増やしてきた国ですが、21 年度は少し減らしているというのがこの年の特徴点です。一番多く出願しているのはやはりアメリカで、少し出願を増やしたということで、国によって増減があるという状況です。

企業別に見てみたいと思います。これは業界団体の IPO という所がまとめている資料ですけれども、上位 10 社はこのようになっています。IBM がずっと 1 位になっていますが、今回、見てみると、SAMSUNG と差を非常に縮めている状況で

す。日本企業は、CANON、TOYOTA、SONY といった所がランクインしています。全体として件数が減っているのですが、これは USPTO の業務量の減少というのが影響していると考えられます。

そして、意匠についてです。意匠は 8,000 件ほど増加しています。審査のスピードは、年の推移が公表されておませんが、昨年 10 月時点で見ると、大体特許と同じぐらいのスピードになっています。日本より少し遅いので、ここも出願する場合は注意が必要です。

そして、商標、区分数ですが、大きく 20 万件ほど伸びています。日本からは少し減っていますが、大きく増えたのは中国でして、倍増以上しています。この急増の理由ですが、パンデミックの後にビジネスがオンライン移行したという変化と、そして、オンライン上の模倣品対策のために出願があったということがいわれています。そして、商標の手数料の値上げがありましたので、値上げの直前に中国から大量の出願があったということも報告されています。入ってきた出願が多くて、出ていったものが少ないので、審査が遅くなって、以前よりもかなり遅くなっているため、ここも注意が必要です。

審判と裁判の話は少ししていきたいと思いますが。審判は昨年と比べると少し減ってきています。長期的にも少しずつ減ってきている状況です。裁判、地裁への特許訴訟ですけれども、昨年と比べて横ばいできています。一番多かったときよりは全体的に減っている、そんな状況です。

審判が減った理由の一つとしていわれているのが、こちらの審判の審理開始の率が低いという問題です。PTAB というのが特許の審判部ですけれども、そこに審判、AIA レビューが請求された場合に、4 割ぐらいは審理が始まらないという状況になっています。これは審判部で、NHK-Fintiv ルールというものに基づいて、裁量で判断をされている結果です。このル

ール、幾つかの要素があるのですが、紹介しますと、特許訴訟と IPR という、日本でいう無効審判ですね。こちらがダブルで併存している場合も、審判を進めるかどうかという判断の中に、特許訴訟のトライアルが終わりに近い日と、無効審判が終わるタイミング、これがどのぐらい近いかということ、審判をやっても、訴訟のほうが早く進むのであれば、審判を最初からやりませんという判断がされています。つまり、特許訴訟の進行スケジュールが早いと、審判は開始されていないということになっています。

そして、では、地裁のほうはどうなっているかということ、これは 5 つの主要な地裁を並べていますけれども、件数がどんどん伸びている所があります。それがテキサス州の西部地区です。このテキサス州西部地区には 2018 年に Albright 判事という方が就任をしています。この判事は、とても早い訴訟の進行スケジュールをまず示して、それから訴訟を行っています。その結果、2018 年から 21 年にかけて、テキサス州西部地区は 10 倍以上の特許訴訟が集まる場所になっています。特許権者から見ると、このテキサス州に訴えると、先ほどの審判のほうで審理が開始されにくいということになって、相手方が無効審判を打っても、それが始まらないので、特許権者に有利に進められるということで、この裁判所が選ばれている状況になっています。

では、これ、テキサスに限りませんが、訴訟が起きると、中身として何が問題になっているかということ、これはアメリカで長く議論されている点ですが、特許適格性の問題です。特許適格性というのは、何が特許になるのかという、入り口の議論です。2020 年のデータですが、訴訟があると、特許適格性が理由で、特許が無効だといわれるものが多くある状況です。この問題に関しては、前トランプ政権時の議会で、法律の改正案が作られて、議論がされましたが、改正案を支持する製薬企業のような会社と、それから、反対をするハイテク企業のような会社、こういった所が対立をしまして、成案を得ることはできませんでした。

そこで、注目されているのは、最高裁で新しい判断が出るかですけれども、AAM 対 Neapco 事件以外全て却下をされているというのが現状です。この事件に関しては、もう 1 年近く動きがありませんので、ことしは何らか動きがあるのではないかと注目をされています。実際の出願の実務では、USPTO のガイダンスに従って、しっかりやっていけば大丈夫という声も増えています。USPTO は、意見募集をしたり、

それから、審査の試行プログラムを最近始めたりと、様々取り組んでいますけれども、さらなる具体的な動きは、新しい長官が就任した後に行われるのではないかとされています。

そして、今日はグローバル知財フォーラムということで、グローバルな側面も見たいと思います。アメリカでは、通商代表部、USTR というのがあって、毎年、知財保護が不十分な国を特定しています。多くの国が特定されているのですが、今回、中国に関して、少し積極的なことがいわれています。何かというと、標準必須特許、5G とか、通信規格などにとって必須の特許、SEP、これに関して、訴訟差し止め命令、anti-suit injunction、ASI、これが出されているということに対する懸念です。

では、これはどういうものかというものを、例を示していますが、Ericsson と Samsung の事件がありました。これは SEP のライセンスが FRAND 条件、公正、合理的、かつ、非差別的かという条件について争われていたものです。Samsung は Ericsson を武漢、中国で訴えて、Ericsson はテキサス、アメリカで訴えたという事件です。まず、武漢のほうで、この武漢の裁判所以外で救済を求めることを禁ずる訴訟差し止め命令、これが ASI といわれているんですけども、こちらが出されました。すぐにテキサスのほうでは、テキサスの手続きに干渉するということで、anti-anti-suit injunction、AASI というものが出され、2 つの国をまたいで、こういった命令が出し合われるという状況になって、法的にも注目をされたという状況です。

当事者間は和解をしました。SEP でいうと、現大統領が大統領令というのを出しています。これは SEP だけではなく、多岐にわたる部分について出しているものの一つですけれども、競争法、アメリカですと、反トラスト法ですね。こちらと知財法の関係について、見直すかどうか検討しなさいということを行っています。具体的な検討対象としては、19 年に前トランプ政権下で突然出されました、SEP が侵害された場合の救済、特許権者がどういう法的救済を受けられるかについての共同政策声明というものが検討の対象に含まれています。2019 年の政策声明では、SEP を持っている権利者が訴えたときに、差し止めもオーケーですよと言っています。通信規格などで差し止めしてしまうと、訴えられた場合、大変な状況になるわけですけれども、差し止めも認められるべきという、特許権者にフレンドリーな内容になっています。これを見直せということが、今回バイデン政権でいわれていますので、

トランプ政権からの姿勢の転換ではないかといわれています。

12月にはこの政策声明の改定案が公表をされています。これを見ると、このライセンスの際に誠実な交渉の代わりに差し止めを求めるといのはおかしいのではないかといわれていて、差し止めもオーケーだと言っていた部分から、やはりスタンスの変更が見られます。そして、誠実な交渉の代わりと言っていますので、誠実な交渉とは何かということも気になるわけですが、こちらがガイダンスとして示されています。特許権者は、SEP、特許を具体的に特定して、侵害はこうですよというのと言って、話をしていこうとか、侵害していると言われた実施者のほうは、それを無視するのではなくて、合理的な期間内に反応をしていきましょうというようなことや、中立的な者による解決を提案しましょうということが書かれています。すでにこの意見募集が始まって、幾つかの見解が表明されています。これがどのような最終案でまとまるのかということが非常に注目されます。

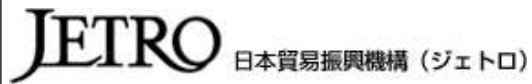
そして、特許法の改正の検討状況について、2点ご紹介しておきたいと思います。先ほど、特許審判の数が少し減っていると申しあげましたけども、この審判制度を導入した Leahy 議員が問題意識を持っています。審判制度は質の低い特許に基づく権利行使を防ぐ、トロール対策という目的で導入されたのですが、実際にはその目的が果たされていないのではないかと、また、制度は、時の USPTO 長官によって簡単に変更されているのではないかと懸念を持っています。そこで、先ほど申しあげた PTAB、審判部による裁量の審理開始、これを法定して、もっと安定化させるといったような案を出しています。Leahy 議員は引退を表明していますので、動くなから、今年何かがあるかなという状況です。そして、訴訟のテキサスへの集中に関しては、最高裁のほうに、検討しようということ、議員から指示が行ってしまっていて、最高裁は検討すると表明しておりますので、こちらは何らか動きがあるものと考えられます。

そして、これはもう実施が始まったものですが、商標関連です。2020年の末に成立した商標近代化法の中に、不使用の商標、たくさん商標が出願されていると申しあげましたけども、その中に不使用のものが含まれているので、これを審判を経ずに早期に排除しようという手続きです。査定系取消手続き、査定系再審査手続きということで、似たような名前のもので2つありますけども、時期の違いなどはありますが、基本的には誰でも請求可能で、安く請求可能で、早く商標を取り消せるようにしようといったものです。まだ始まったばかりですので、これからいろんな実例が出てくると思いますけども、しっかりこれも活用を見ていきたいと思えます。

以上、様々なことを述べましたが、最新の情報はホームページに掲載したり、セミナーで発信をしたりしておりますので、興味ある方は、ぜひご登録をいただければと思います。以上です。ありがとうございます。

米国の知的財産概況

ジェトロ・ニューヨーク事務所
石原 徹弥



米国特許出願件数

- 2021年度（2020年10月～2021年9月）の出願件数は前年度から-1.8%で1万件減。
- 内訳は、継続審査請求（RCE）1万件減、**新出願（Serialized）453件減。**
- 最終処分期間は23.3か月で昨年と同じ、**FA期間は16.9か月に長期化。**
※日本は15.0か月と10.2か月（2020年度）
- 長期化した理由として、パンデミックによって職員に追加の休暇や残業の減少があったとされている。



USPTO年報に基づいて作成 2

米国特許出願件数（国・地域別）

- 新出願（Serialized）の件数について、日本は依然として中国等よりも多いが前年度から-5.2%で3,254件減。
- 前回大きく増えた中国・韓国も減、他方で米国・カナダ・フランス・インドは増。

新出願（Serialized）の件数

Country of Origin	FY2020	FY2021	% Growth
JAPAN	62566	59312	-5.2%
CHINA	36106	35606	-1.4%
SOUTH KOREA	29778	28606	-3.9%
GERMANY	21098	20896	-1.0%
TAIWAN	16283	15693	-3.6%
CANADA	8718	9071	4.0%
UNITED KINGDOM	8956	8652	-3.4%
FRANCE	7921	7953	0.4%
INDIA	5726	6638	15.9%
UNITED STATES	207404	209958	1.2%

USTPOの“PPAC quarterly meeting”(2021年11月15日) 資料から抜粋 3

特許許可件数（企業別）

2021年の特許取得上位企業		件数	2020年比
1	IBM	8540	-9%
2	SAMSUNG	8517	0%
3	LG	4388	-14%
4	CANON	3400	-8%
5	HUAWEI	2955	-7%
6	INTEL	2835	-14%
7	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2807	-3%
8	TOYOTA	2753	-2%
9	RAYTHEON THECHNOLOGIES	2694	-16%
10	SONY	2624	-9%

IPOの“Top 300 Organizations Granted U.S. Patents”から抜粋 4

米国意匠出願件数（デザイン特許）

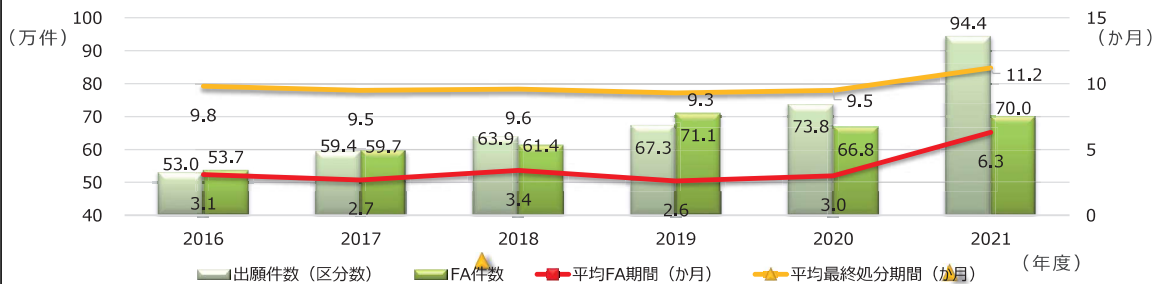
- 出願件数は前年度比+17.6%で8,096件増。
- 2021年10月時点の最終処分期間は21.2か月、FA期間は16.3か月。
※年推移は未公表。日本は7.1か月と6.3か月（2020年度）



USPTO年報に基づいて作成 5

米国商標出願件数

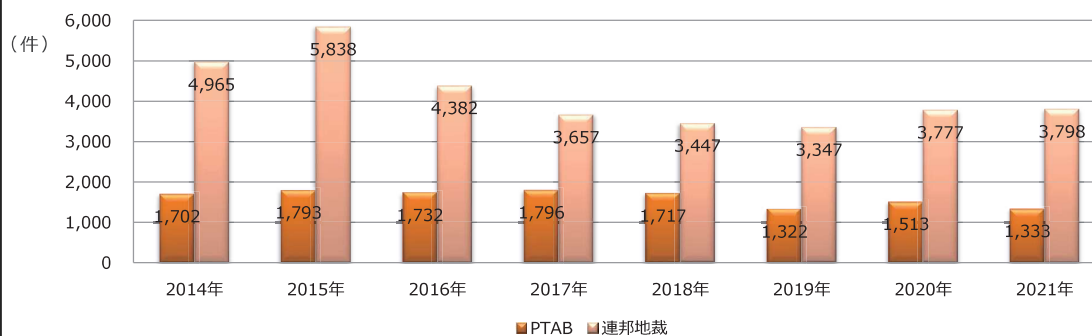
- 出願件数（区分数）は前年度比+27.9%で20.6万件増。
- 日本からの件数は前年度比-1.2%で8,671件から7,982件に689件減、中国からの件数は前年度比+122.7%で10.2万件から22.8万件に12.6万件増。
- 急増した理由として、パンデミック後にオンライン上の模倣品対策のための出願が増えたことや、商標手数料の値上直前に中国から大量の出願があったことが指摘されている。
- 最終処分期間は11.2か月に、FA期間は6.3か月に長期化。※日本は11.2か月と10.0か月（2020年度）



USPTO年報に基づいて作成 6

審判・裁判件数

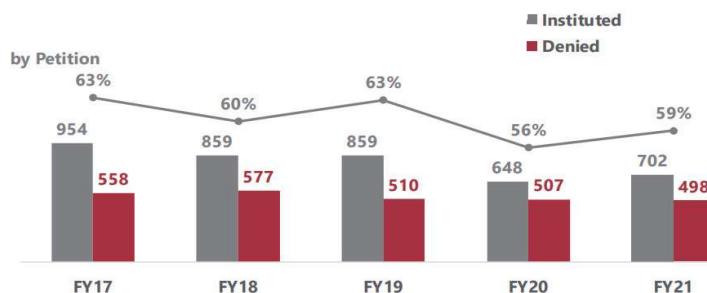
- 特許審判部（PTAB）に申請された**審判（AIALレビュー）の件数は減少**。
- 地裁に提訴された特許関連の**裁判の件数は2020年と同程度**。2021年第一四半期頃までは増加傾向であったがその後は落ち着いた。



Unified Patents社の“2021 Patent Dispute Report: Year in Review”に基づいて作成 7

審判の審理開始率

- PTABは、AIALレビューの申請（約9割当事者系レビュー（IPR）。取下げなど除く）のうち**約4割について審理開始を拒否**。
- IPRの審理開始は、**NHK-Fintivルール**に基づいてPTABの裁量で判断。
 - 具体的には、特許訴訟とIPRが併存する場合に、IPRの審理開始を認めるか否かを、①裁判所は訴訟を停止するか、②特許訴訟のトライアル日はIPRの最終書面決定日にどの程度近いかなど、の要素で判断。
- **特許訴訟の進行スケジュールが早いと、IPRの審理開始は拒否されやすい。**

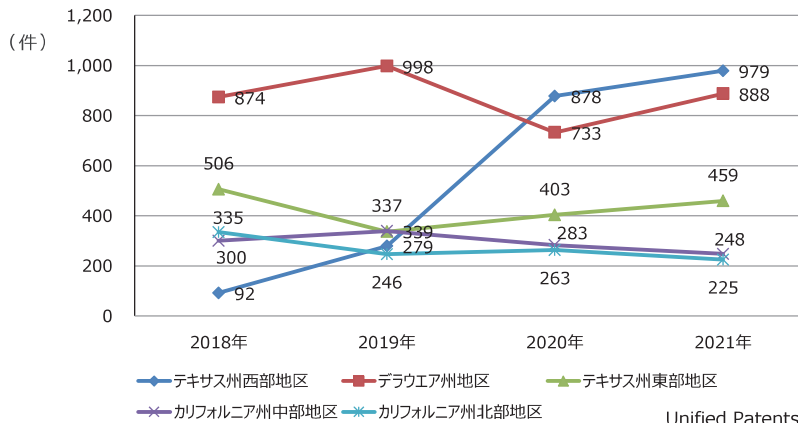


USTPOの“PPAC quarterly meeting”(2021年5月6日) 資料から抜粋

8

主な地裁の特許訴訟件数

- 2018年9月トランプ前大統領がテキサス州西部地区連邦地裁（WDTX） Waco支部にAlan Albright判事を指名してから、同地裁に対する特許訴訟の提訴件数が急増。
- Albright判事は特許権の重要性を認識し、早いスケジュールを示した上で訴訟を進行。



Unified Patents Portalに基づいて作成 9

特許適格性の問題に関する状況

- 特許適格性が理由で訴訟において特許が無効と判断されるケースは依然として多い。
- 最高裁は、特許適格性を争っている事件の上訴をAAM対Neapco事件以外却下。2022年は同事件の結果に注目。

訴訟において特許が無効と判断された際の理由（2010年）

Invalidity Reasons	Judgment on the Pleadings						Summary Judgment						Judgment as a Matter of Law						Any Judgment Event					
	Default Judgment	Consent Judgment	Summary Judgment	Judgment on the Pleadings	Trial	Summary Judgment	Judgment as a Matter of Law	Trial	Summary Judgment	Judgment as a Matter of Law	Trial	Summary Judgment	Judgment as a Matter of Law	Trial	Summary Judgment	Judgment as a Matter of Law	Trial							
101 Subject Matter	0	0	1	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	2			
102 Anticipation / Novelty	1	1	0	20	6	0	28	1	1	0	20	6	0	28	1	1	0	20	6	0	28			
102(f) Derivation (pre-AIA)	1	0	0	1	2	0	4	1	0	0	1	2	0	4	1	0	0	1	2	0	4			
102(g) Interference (pre-AIA)	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1			
103 Obviousness	2	0	0	10	10	0	22	2	0	0	10	10	0	22	2	0	0	10	10	0	22			
112 Best Mode (pre-AIA)	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2			
112 Definiteness	0	1	0	14	1	0	16	0	1	0	14	1	0	16	0	1	0	14	1	0	16			
112 Enablement	0	0	0	4	3	0	7	0	0	0	4	3	0	7	0	0	0	4	3	0	7			
112 Written Description	0	1	0	4	1	0	6	0	1	0	4	1	0	6	0	1	0	4	1	0	6			

同（2020年）

Findings	Judgment on the Pleadings						Summary Judgment						Judgment as a Matter of Law						Any Judgment Event					
	Default Judgment	Consent Judgment	Summary Judgment	Judgment on the Pleadings	Trial	Summary Judgment	Judgment as a Matter of Law	Trial	Summary Judgment	Judgment as a Matter of Law	Trial	Summary Judgment	Judgment as a Matter of Law	Trial	Summary Judgment	Judgment as a Matter of Law	Trial							
101 Subject Matter	0	0	46	3	1	1	51	0	0	46	3	1	1	51	0	0	46	3	1	1	51			
102 Anticipation / Novelty	0	0	0	5	2	0	7	0	0	0	5	2	0	7	0	0	0	5	2	0	7			
102(f) Derivation (pre-AIA)	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2			
103 Obviousness	0	2	0	2	6	1	11	0	2	0	2	6	1	11	0	2	0	2	6	1	11			
112 Definiteness	0	0	0	25	0	0	25	0	0	0	25	0	0	25	0	0	0	25	0	0	25			
112 Enablement	0	0	0	2	3	0	5	0	0	0	2	3	0	5	0	0	0	2	3	0	5			
112 Written Description	0	1	0	2	5	0	8	0	1	0	2	5	0	8	0	1	0	2	5	0	8			

Lex Machina社の“Patent Litigation Report”から抜粋

- 出願実務では、USPTOの審査ガイドスに基づいてクレームの記載を工夫すれば対処可能という声も増えている。
- USPTOは2021年10月まで、米国が主導しようとする分野（量子コンピュータ、AI、バイオ医薬等）の投資やイノベーションにどのような負の影響があるか意見募集を実施。議会で結果が報告されるまで法改正の動きはない見込み。
- USPTOは2022年1月、特許適格性の審査への応答を後回しにできる審査試行プログラムを開始。
- 更なる検討はKathi Vidal新長官就任後に行われるか。

10

米国通商代表部（USTR）301条報告書

- 2021年4月、USTRは2021年版スペシャル301条報告書を公表。
 - 報告書では、毎年、知財保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定。
- 中国に関して最も多くの紙面を割いて問題点を指摘。
 - 例えば、2020年1月の米中経済貿易協定を受けて、知財保護の改善に向けた施策が講じられたものの、これらの施策については効果的な実施が求められることや必要な改革を網羅していない。
 - COVID-19感染拡大に伴い中国は、検査キット、N95マスクなどの模倣品の生産拠点になっている。
 - **標準必須特許（standard essential patent, SEP）**に関する訴訟について、中国の裁判所が、外国の裁判所における訴訟や判決の執行を禁止する**訴訟差止命令（anti-suit injunction, ASI）**を出していることに対して、特許権者が強い懸念を示している。

【優先監視国】中国、インドネシア、インド、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ

【監視国】タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アルジェリア、エジプト、クウェート、レバノン、ルーマニア、トルコ、バルバドス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ

11

SEP訴訟と訴訟差止命令

➤ Ericsson対Samsung

- SEPライセンス（クロスライセンス）がFRAND※条件か否かなどを巡って、EricssonとSamsungが**米国と中国で争っていた**。 ※公正、合理的かつ非差別的
- 2020年12月7日、SamsungはEricssonを武漢中級人民法院に提訴。
- 12月11日、EricssonはSamsungをテキサス州東部地区連邦地裁に提訴。
- 12月25日、武漢中級人民法院は、同法院以外で救済を求めることをEricssonに禁ずる訴訟差止命令（**anti-suit injunction, ASI**）を発行。さらに、テキサス州東部地区連邦地裁などでの訴えを全て取り下げるようEricssonに命令。
- 2021年1月11日、テキサス州東部地区連邦地裁は、同地裁の手續に干渉する動きをとらないようSamsungに命じる反干渉命令（anti-interference order（**anti-anti-suit injunction, AASI**））を発行。
- 5月7日、EricssonとSamsungの間で、SEPライセンス（クロスライセンス）が合意に至ったとして**和解を公表**。
- EricssonとSamsungは全ての争いで和解。

12

米国経済の競争促進のための大統領令

➤ 大統領令中のSEPに関する要請

- 7月9日、バイデン大統領は米国経済の競争促進のための大統領令に署名。
- 労働市場、ヘルスケア（処方薬等）、インターネットサービス、テクノロジーなど多岐にわたる分野で、政府機関に対して競争を促進する施策の実施を要請。**SEPに関する要請も含まれている。**

SEPに関する要請の概要

- 司法長官及び商務長官に対して、特許権の範囲を超えた市場支配力の拡大及びSEPの乱用を防ぐため、**競争法と知財法の関係**についてこれまでの立場を見直すかどうかの**検討を要請。**
- 検討対象には、2019年12月に公表された、SEPが侵害された場合の救済についての**司法省、USPTO及び国立標準技術研究所（NIST）による共同政策声明**が含まれている。
 - この共同政策声明では、SEPに関する侵害訴訟においても差止を含む全ての救済が認められるべきとする見解が示されている。
- このSEPに関する要請は、トランプ前政権の特許権者保護の姿勢からの転換と見られている。

13

SEPに関するDOJ・USPTO・NISTの政策声明案

- 12月6日、DOJ・USPTO・NISTは2019年の政策声明の改定案を公表し、2022年2月4日まで意見募集を実施。ライセンスの誠実な交渉のガイダンスについても新しく提示。
 - FRAND宣言がなされたSEPについて、**実施者がライセンスを受ける意思があり、過去の侵害と将来の使用に対する支払いが可能である場合には、誠実な交渉の代わりに差止を求めることはFRAND宣言の目的に反する。**
 - 特許権者と実施者は誠実な交渉を行うべきである。そのためには、**特許権者は**、侵害の可能性があるSEPを**特定して警告し**、可能な範囲で**侵害の態様**について情報を提供し、**誠実なFRAND提案**を行うべきである。
 - FRANDライセンスを受ける意思のある**実施者は**、提供された情報を精査し、**合理的な期間内**に交渉を進展させる方法で応答するべきである。例えば、(1)提案を受け入れる、(2)誠実な**反対提案**を行う、(3)特許の有効性や侵害に関する事項を含む、提案に対する**具体的な懸念を表明**する、(4)対立する問題について**中立な者による解決を提案**する、(5)提案を検討するために合理的に**必要な情報を具体的に要求**する。
 - 特許権者も**、合理的な期間内に交渉を進展させる方法で応答するべきである。例えば、(1)反対提案を受け入れる、(2)元の提案に対する**具体的な懸念を表明**し、新たに誠実なFRAND提案を行う、(3)情報の要求に応答する、(4)対立する問題について**中立な者による解決を提案**する。
 - 当局は**、交渉が決裂した場合には、**裁判外紛争解決もしくは司法による解決を促し**、またライセンスもしくは紛争解決のための合意に向けた双方による誠実な努力を推奨する。
 - 当事者間の合意が成立しなかった場合には、FRAND宣言の有無や個別のライセンス交渉の状況により、SEPの侵害に対する適切な救済方法は異なる。**一般的には、特許権者に対する金銭的な賠償で十分である。**
 - 2006年のeBay事件最高裁判決以降、**FRAND宣言がなされたSEPについて差止が認められることは稀**である。実施者がFRANDライセンスを受ける意思がない、または受けることができない場合に差止が正当化され得る。

14

特許関連の法改正の検討状況

▶ 特許審判（AIALレビュー）制度の修復

- 9月29日、Leahy議員はCornyn議員と共同でRestoring the America Invents Actを上程。
- Leahy議員は、AIALレビューが質の低い特許に基づく権利行使を防ぐという本来の目的を果たしていないという問題意識を持っている。
- Leahy議員は、特許の有効性に関わることがその時のUSPTO長官の意向に影響されるのは望ましくないという問題意識も持っている。
法案の概要
 - PTABの裁量によるIPRの審理開始拒否を制限：法定の要件が満たされていれば審理が開始されるようにすること、など。
- しかし、Leahy議員は2023年1月で議員を引退する。

▶ 特許訴訟の集中への対策

- 11月2日、Tillis議員はLeahy議員との連名で最高裁のJohn Roberts首席判事に宛てに書簡を送り、WDTXへの特許訴訟の過度な集中について検討を要請。
- 書簡では、WDTX Waco支部について、判事が同支部への訴訟提起を推奨するほか、判例法に従わずに事件移送申立を否認することを批判。これによって原告が事件の担当判事を事実上選べるフォーラムショッピングが可能となっていると指摘。
- この問題を2022年5月1日までに調査し、司法府における改革と立法府への提言を報告書にまとめるよう、米国司法会議（Judicial Conference of the United States）に命じることをRoberts首席判事に要請。
- Roberts首席判事は、検討を表明。

15

商標関連の改正法の施行状況

- 2020年12月27日に成立した包括歳出法には商標近代化法（TMA：Trademark Modernization Act）が含まれている。
- TMAでは、不使用の商標を審判を経ずに早期に排除できるように査定系取消手続（ex parte expungement）及び査定系再審査手続（ex parte reexamination）が導入された。
- 2021年11月17日付の官報でUSPTOは、TMAに関する施行規則の最終版を公表。
- 査定系取消手続及び査定系再審査手続は2021年12月27日から受付開始。
 - いずれの手続も誰でも請求可能で、請求料は400ドル。
 - 査定系取消手続は、一度も使用されていない商標について、登録日から3年経過後10年経過前であればいつでも請求できる。
 - 査定系再審査手続は、出願日や使用証明の提出期限前に使用されていない商標について、登録日から5年以内であればいつでも請求できる。
 - 手続開始の通知を受けた商標権者は3か月以内に応答が必要。125ドルを支払うことで1か月の延長が可能。
 - 最終決定の発行後、商標権者は3か月以内に再審理もしくは商標審判部（TTAB）への申立てが可能。
 - 商標登録1件に対して申立て可能な請求件数の上限はない。
 - USPTOは請求人に対し、利害関係者の名前の特定を要求しない。ただし、特定の案件について長官の権限により要求することが可能。

16

おわりに

- 米国知財情報をジェトロのWEBページに掲載中

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/ip.html

- オンラインセミナー（IPGセミナー）を開催中

COVID-19対応でオンライン開催中。開催案内はメルマガで行っています。

- メルマガを配信中

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3772&lang=en

リンク又はQRコードから登録をお願いします。



最近の世界的な知財動向（中国）

- 山本 英一** 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
北京事務所 知的財産部長
- 松本 要** 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
香港事務所 知的財産部長



山本 英一



松本 要

山本: こんにちは。ジェトロ北京事務所、知財部長をしております山本と申します。本日は中国の知財概況と題しまして、私、山本と、香港事務所の知財部長をしております松本の、両名でご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、最初に、特許の出願動向を取り上げ、この後、実用新案・意匠、そして、商標について、統計情報をお話し致します。中国の2020年の出願件数は149.7万件となり、日本における特許出願29万件に比べると5倍規模となり、非常に多くの件数が出願されております。2021年は未公表ですが、2021年12月にCNIPAは知財統計データ開示ルールを公表しまして、例年4月頃に公表される年報において出願件数を明らかにする点が示されております。そういうことで、まだ出願件数は未公表ではありますが、2021年登録件数は公表されており、全体69.6万件となり前年比31%増ということで、非常に多くの出願が登録されています。この為、2021年度の出願件数は非常に多くの件数が出ていることが予測されます。全体で有効な登録件数が359万件となっておりますので、今後、特許のやぶ化状況は続いていくと考えております。

その一方、PCTの出願件数は6.8万件となり、2021年統計は受理ベースで見ると7.3万件になっており、前年受理ベースは7.2万件であったということを踏まえると、少し伸びが鈍化したと考えております。

次に、実用新案・意匠になりますが、こちらは2020年に292.7万件、77万件となり前年比で非常に多くの件数が出ており、共に世界最高件数となっております。こちらも2021年の件数は不明ですが、登録件数は312万件、78万件となり前年に比べて31%、7.4%となっており非常に多い件数となりますが、それより前の年に比較すると、実用新案は50%、意匠出願は

31%でしたので、伸びが若干鈍化しています。この背景には、品質面での管理体制が厳しくなっているのではと感じております。

次に、商標を見ていきますと、こちらは934.8万件ということで、非常に多くの件数が、2020年に出ています。ただ、2021年登録件数は773万件となり、こちらも非常に増えているところでもありますので、2021年の出願件数も同様に増えていると考えております。一方、マドリッド国際出願のほうは7,075件となっておりますが、これは2021年受理ベースで見ると5,900件となっておりますので、2021年の国別出願件数は少し減少しているのではないかと感じているところでございます。

これまで出願件数が非常に伸びている点、お話をしましたが、その中には、非正常出願や冒認出願といわれる不正出願が、実は多く含まれていることが挙げられます。その為、これら不正出願の減少や出願適正化に対して、国内・海外からプレッシャーを受けている状況になっております。具体的には、不正出願を如何に抑えるかという点においてイン対策、及び、如何に効率的に処理をしていくかというアウト対策が、今後重要になってきます。CNIPAは、政府だけではなく、品質向上のために代理人も有効に使うことによって、良質な出願を増やすことを考えております。例えば不正出願をした代理人には罰則などを適用することで、より厳格な対応をしていく一方、アウト対策としては、審査官の採用、AI審査なども導入をして、効率よく処理をしていくということを考えているところです。

高品質な出願・審査インフラとなりますが、審査のスピードと品質を共に実現することを考えております。2021年の特許審査の平均期間は20カ月から18.5カ月となり、高価値特

許は14カ月から13.3カ月へと審査期間が短くなるようなことも行われているところでございます。その観点から、専利や商標審査においては、不正出願を抑えつつ、AI審査なども導入して、効率的に審査をし、また、審査の基準なども整えることによって、より透明性を担保した形で審査手続きを今後も進めていくものと考えられます。

制度改正の状況についてお伝えしますと、2021年6月に改正専利法が施行されました。ただ、部分意匠、権利期間変更の運用規定などは、現在、専利法実施細則、専利審査指南が修正草案に留まり、運用面での手続きは未確定というステータスになっております。

こちらでは専利審査指南の詳細を載せております。内容としては、医薬品の専利の権利期間延長や部分意匠の細かな運用に触れておりますので、これが確定すると、この両制度も本格的な運用が始まるものと考えております。また、他の制度として遅延審査については、月単位で設定が可能になり、また、実用新案の初歩審査、意匠の初歩審査においては、進歩性や意匠の組み合わせの規定に違反するものについては、初歩審査のところで拒絶をすることも新しく加わっております。これらは、日本企業による遅延審査の月単位の要求や、実用新案・意匠の初歩審査による品質改善に係る要望が反映されているというような状況でもありますので、今後もこの審査指南の状況については引き続きウオッチングが必要かと考えております。

私のほうからはこちらで終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

松本: ジェトロ香港、知的財産部長の松本でございます。ここからは、中国現地と日本企業の皆様がご関心を持たれている中国の動きについて、2点ほどご紹介いたします。

まず、1つ目は、知財活用促進の取り組みでございます。中国は量から質への転換を図ろうとしており、その目的は、日本と同様に、知財制度のイノベーションへの貢献ということです。中国では知財運営という表現がございますけれども、これはやや広い概念での知財活用と考えていただければよいかと思います。この知財運営推進については、大きく4つのポイントがあると考えています。

まず、知財活用のDX化です。DX化は日本でも話題になっておりますが、大量に蓄積された知財情報、これをビッグデータとして活用すべく、データセンターや、データ標準化

などが行われています。

また、知財流通の促進の観点では、専利法に今度の改正で、いわゆるライセンス・オブ・ライトが導入されました。これは保有する特許権についてライセンスをする、開放許諾をする用意があることを当局に登録することで、料金の減免が得られるという仕組みでございまして、すでに登録が始まっております。

また、知財金融の取り組みも、これまで盛んに行われてきております。13次5カ年計画、これは前回の5カ年計画ですけれども、この数値目標を達成するために、政府の補助金による信用保証、こちらで知財担保融資というものを非常に大きく拡大させてきております。ただし、ここに来て、最近の政策文書では少しトーンダウンした表現が出てきております。例えば昨年9月、知的財産強国建設綱要の中では「穏当に」というような表現がこっぴどく使われ、また、価値評価の重要性が非常に強く指摘されるようになっております。着実にリスク管理をした上で取り組みを進めていこうとする表れかと考えています。

また、大量に特許を取得しているものの、活用が進んでいない分野として、大学研究機関、の知財活用も大きな課題としてとらえられております。中国では大学知財は国有資産として取り扱われるので、これを使いやすくするために、一部の持ち分を研究者のほうに付与したり、また、大学を知財の提供側、中小企業を利用側として活用させるようなプロジェクト、これを地方政府間で争わせるようなことも行われています。

また、知財活用以外では、企業経営における知財マネジメント能力の向上も注目されています。例えば知財マネジメントについての新しい国家標準を定める動きがあります。このISO56005という国際標準は中国政府がリードして策定したのですが、こういう観点でも重要になるものと思っています。

また、日本のほうで最近、IPランドスケープということがよく取り上げられるようになりましたけれども、中国でも似たような動きがございます。中国では専利導航という表現が使われておりますけれども、2020年には、こちらはその国家標準ということで、専利導航のガイドラインが作成されました。ここでは特許情報分析を、日本のIPランドスケープと同様に、R&Dだけではなくて、企業経営などに活用することが示されています。

企業経営との関係では、上場ルールと知的財産の関係にも触れておきたいと思います。日本ではコーポレートガバナンス・コードの改訂が話題になっておりますけれども、知財情報開示ルールの厳格実施、こういったものが中国でも政策文書に示されています。また、中国では、上海の科创板、スター・マーケットというのがありますけれども、その上場審査においては、知財紛争の状況などが厳しく審査されるものといわれておりまして、中国では上場前後に知財訴訟が頻発しています。この状況にも関連するものかと思えます。

もう一つの現地の関心事項として、中国政府の知財におけるグローバルガバナンス強化の動きをご紹介します。知財強国建設綱要でも、6大項目の1つとして挙げられておりますけれども、綱要では、各国知財庁の連携などの協調策だけではなくて、注目すべきものとして、積極策というものも示されています。特に知財の対外リスク予防・抑制という、中国企業が海外に出ていったときの支援というものがありますけれども、知財権濫用行為の規制や、独禁、不競法の充実、そういったものは、2020年11月に中国共産党の集団学習会で習近平総書記から発言された、知財の国家安全、これに関連する項目に対応したものになります。

また、習総書記による、中国知財法の域外適用の推進という発言も注目されます。近年は標準必須特許に関連して、中国企業と外国企業が世界中で並行訴訟を行うケースが多くなってきておりまして、ここで裁判の管轄権問題が発生しております。知財権は属地主義でございますから、ある国の特許権に基づいて、その国のマーケットの侵害状況に基づいて、各国で判断されるべき問題というのが通常の理解ではございますけれども、ある国の裁判所で判決が出ると、企業にとっては和解の検討など、他国の紛争対応に影響が出ることは避けられません。

そこで、グローバルにビジネスを行う企業間では、自社に有利な判断がされる国や地域の裁判所が選べる、いわゆるフォーラム・ショッピングというものがよく行われます。中国政府の方針としては、企業から国際知財訴訟の好適地として選ばれることを目標に掲げています。これは選ばれるということもありますが、選ばざるを得ない、つまり、中国の判決がグローバルに意味を持つもの、影響力の強いものにしようとする動きと連動しているかと思えます。

この動きの代表例が、標準必須特許に関連して最近出ております、禁訴令、anti-suit injunction、ASIでございます。2020

年に中国の最高人民法院が初めて知財分野で禁訴令を出しております。これは中国企業と外国企業間で並行訴訟が発生して、ドイツの地方裁判所で特許権者側の外国企業勝訴の判決は出たのですが、その判決執行の申請について行うことを、高額な罰金付きで禁止する命令を中国側が出したというものでございます。この後には、地方法院レベルでも同様の命令が、またより踏み込んだものが出されるようになっております。

また標準必須特許に関しては、ライセンス料が各国ごとではなくて、グローバルに設定されることが、通常のライセンス交渉ですけれども、訴訟においては、通常であれば、各国市場ベースに各国のライセンス料が算出されて、そして、賠償金などが算定されます。しかし、最近の中国の裁判所では、グローバルライセンス料を算定できるという判断を示しておりまして、これも中国の裁判結果をグローバルに影響を与えるものにしようとする方向性の一つとして見ています。

なお、ASI、グローバルライセンス料の算定の動きは、中国に限ったものではございません。むしろ中国は、アメリカやイギリスの同様の動きをしっかりと研究して、自らも採用しているということができるかと思えます。

そして、知財と標準の関係については、昨年10月に発行されております、国家標準化発展綱要、これは、いわゆる中国標準2035といわれているものでございますけれども、これにも具体的に書き込まれておりまして、今後の動きを注目していきたいと考えています。

ここからは、中国の知財動向を簡単にまとめさせていただきます。知財政策は当然ながら全体の経済政策に連動しておりますが、その経済政策の中で最も重点が置かれているものがイノベーション政策になります。そして、習近平総書記からは、イノベーション保護、すなわち知財保護であるという発言が出ておりまして、これを受けて、先ほどから申し上げております、5カ年計画である、知財強国建設綱要が13年ぶりに出ております。また、全体の経済政策では、国内国際双循環という重要な言葉がございますけれども、この14次5カ年計画で示された大方針についても、国内向けには自主创新、自主イノベーション、そして、国際向けにはガバナンス強化ということで、知財政策にも反映されております。

最近目立つようになってきた共同富裕という概念については、関連する文書でも知財保護は重要であるとされておりますので、例外かなとも見えますけれども、独禁法強化の動き

もありまして、それは知財政策にも関連する可能性が高いといえるかと思います。

具体的には、これまで見てきましたように、国内的には、量を追求したことによる弊害や伝統的な知財侵害の課題、これに対応した制度改正・執行強化、そして、知財の運営の強化を進めて、また、国際的には、国際的な発言権、「国際話語権」と中国で言ったりしますけれども、そういったもの、中国が他人に言うことを聞かせる権利を経済安全保障とも絡めて強めようとする動きが見られます。つまり、製造業におけるサプライチェーンの確保・参加、そして、データセキュリティ法などによるデータ管理強化などにより、他国から受ける影響を小さくしながら、国際ルール形成に関与して、自国の影響範囲を拡大していこうという戦略、これが知財政策にも色濃く反映されていると考えております。

最後に、示唆ということで、2~3点ほどご紹介したいと思います。1つは、量から質へ、知財保護強化ということで、中国に進出する日本企業にとっては、イノベーションに寄与しないような模倣品などの対策が進んで、現地で実体ビジネスをする外資系にとっても有利なものかという面はあります。一方で、「政策あれば対策あり」という中国の特徴で、侵害の巧妙化が懸念されます。また、外資としても、強くなった中国企業から侵害で訴えられるというリスクも増えてくる可能性があります。

また、知財活用・サービス強化に関しては、知財ビジネスに参画するような中国の方々が非常に増えてきて、また、DX化も進んで、その価値評価能力が高まれば、知財活用の考え方をするとか、そういったものは日本としても活用する余地があるかかと思えますけれども、一方で、当然そういった知財情報活用は、向こうが強くなれば、当然交渉力・技術力も強くなっていくという面もあるかと思えます。また、知財企業に関しては、社会実験の要素も非常に多くて、まだまだ補助金で支えられているという面がございますので、成否の実態は慎重な見極めが必要かと思えます。

そして、最後のポイントですね。司法の変化・グローバルガバナンス強化ということで、一部の外資系にとっては、中国で裁判すると、自社にとって有利というケースが出ている可能性はあります。一方で、経済安全保障と結び付いた話でもございますし、標準必須特許に関連するような管轄権争いがどのように最終的に落ち着くのかというのは、まだ見えておりません。これには独占禁止法や権利濫用などの観点も結び付いております。こういった動きと強制技術移転の関係も見過ごせないところでもございまして、これらについても中国に進出する企業の皆様としては留意しておく必要があるかと思えます。

以上で私のほうからの発表は終わります。ありがとうございました。



中国の知的財産概況

2022年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

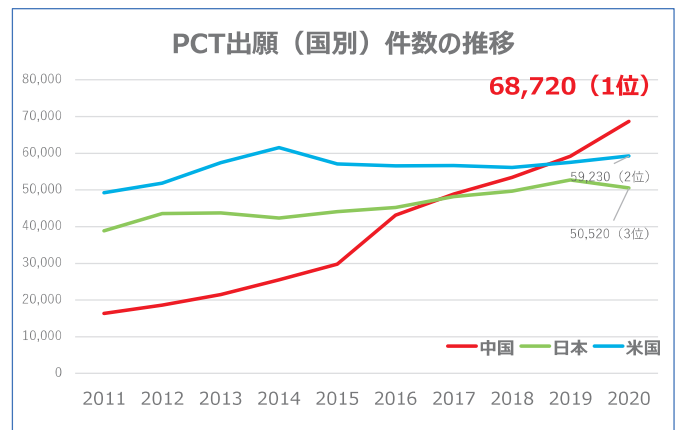
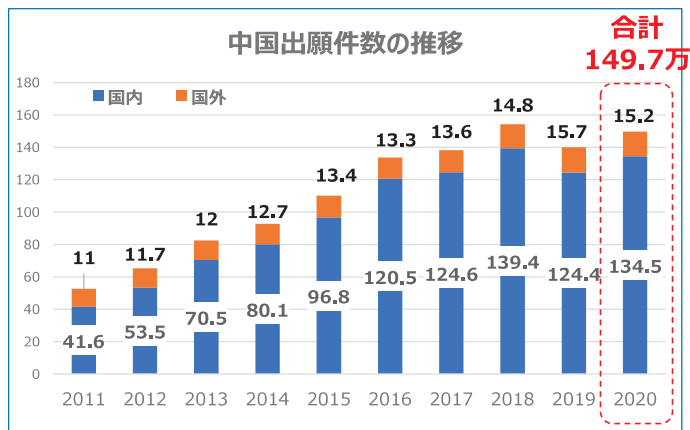
北京事務所
知的財産部長
山本 英一

香港事務所
知的財産部長
松本 要

Copyright (C) 2022 JETRO. All rights reserved

統計：特許出願動向

- ◆ 2019年に減少に転じた出願件数は、再び増加に転じ、**2020年は149.7万件（前年比6.9%増）**。
- ◆ 2021年授権件数は大幅増加となり、**69.6万件（前年比31.3%増）**、好調を維持。
- ◆ 2019年に世界一となったPCT出願（国別）は、2020年も件数を伸ばし、**過去最高の約6.9万件に到達。**

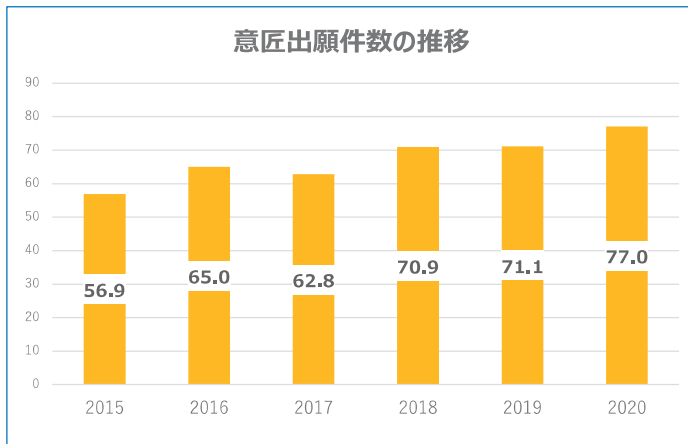
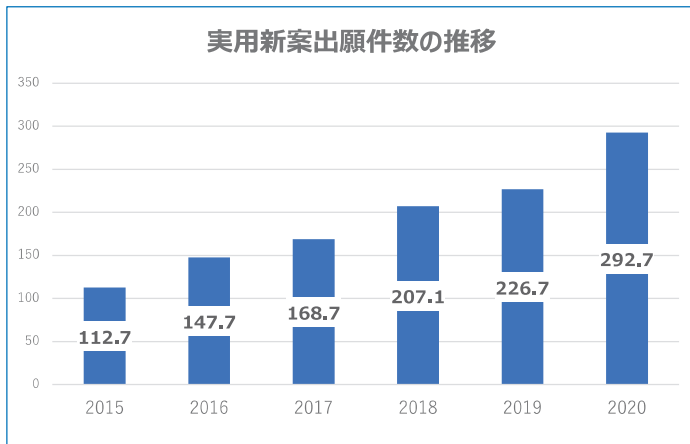


(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」、「2020年国家知識産権局年度報告」

Copyright (C) 2022 JETRO. All rights reserved

統計：実用新案・意匠出願動向

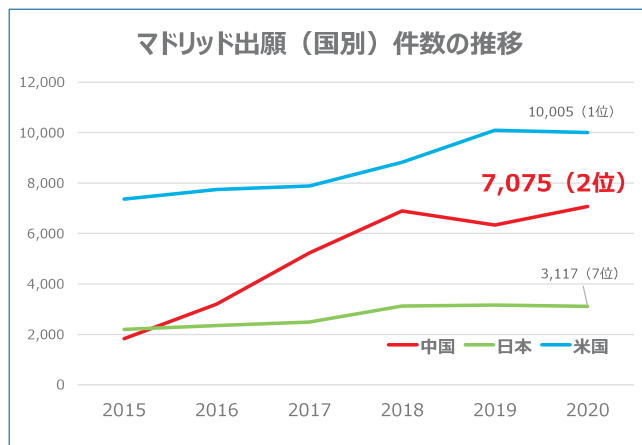
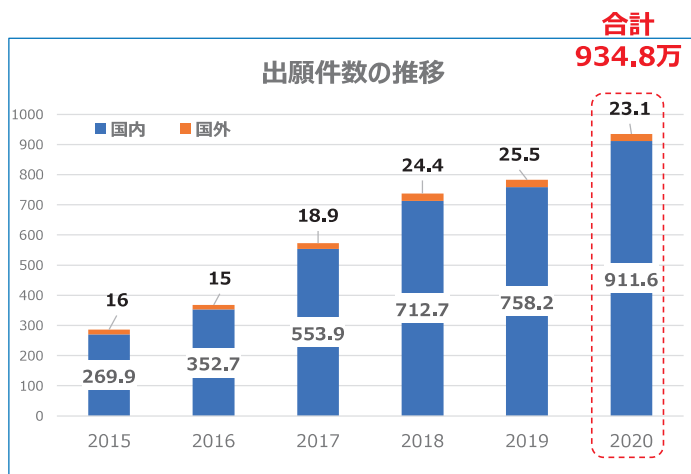
- ◆ 2020年の実用新案の出願件数は、**292.7万件**で前年比**29%増**。過去最高件数を更新。
- ◆ 2020年の意匠（外観設計）の出願件数は、**77万件**で前年比**8.3%増**。同様に過去最高件数を記録。
- ◆ 2021年の両授權件数は、312万件（前年比31.2増）、78.6万件（前年比7.4%増）となり**伸びは鈍化**。



(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」、「2020年国家知識産権局年度報告」

統計：商標出願動向

- ◆ 2020年の商標の出願件数は、**934.8万件**で前年比**19.3%増**。2019年を上回り、過去最高件数。
- ◆ 2021年授權件数は大幅増加となり、773.9万件（前年比34.3%増）、好調を維持。
- ◆ 商標の国際出願（マドプロ出願）は、国別で7,075件と2位。



(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」、「2020年国家知識産権局年度報告」

中国知財課題：出願急増の弊害への対応

- ✓ 大量出願による非正常出願・冒認出願の発生
(全世界における2019年中国出願の割合→特許：約44%、意匠：約51%、商標：約55%)
 - ✓ 海外からの出願適正化に対するプレッシャー
(USPTO報告書(2021年1月)では中国出願奨励・補助政策が国内外の登録機関を弱体化と指摘)
- イン対策及びアウト対策の両面からの検討が必要

① 社会主義の近代化に向けた知財権制度の構築

審査品質と効率

- ✓ 専利商標審査機構建設プロジェクトの実施し、専利商標審査官制度の確立し、**専利商標審査連携メカニズム**の最適化
- ✓ 政府に監督・管理され、社会に監督され、業界が自粛し、機構が自治する**知的財産権サービス業監督管理体系**の構築

知財保護強化

- ✓ 保護強化につながる**専利商標審査政策**の整備

④ 大衆にとって利便性のある知財公共サービス体系の構築

- ✓ **インテリジェント化専利・商標審査管理システム**の構築

対応策：高品質な出願・審査インフラ整備に向けて

- ◆ 2021年特許審査の期間は**20カ月から18.5カ月**、高価値特許審査の期間は**14カ月から13.3か月**、商標登録までの期間は**8か月から7か月**に短縮。
- ◆ ユーザー支援策を講じつつ、適切な品質及び迅速な審査体制の環境整備を進める。

ユーザー支援

- 各地方における知識産権局は知財保護条例を策定し**ユーザーの知財保護体制を強化**。
- 54カ所の知的財産権保護センター、28カ所の知識産権快速維権センターを設置し、地元出願人へのワンストップによる知財保護・活用支援サービスを提供(2021年11月現在)。
- 最近では部門(法院、市場監督管理局) **横断的な業務協力**、また**多様化**(無効優先審理、調停委員会)を担う。
- 海外知的財産権紛争対応指導センター及び10カ所の地方支部を設置し「走出去」を支援。

発明専利審査

- **大量出願・非正常出願対応**(代理事務所への懲罰、高価値特許への移行)
- 審査体制の改善(新規審査官募集1500名、電話面接審査の積極的活用、技術説明会の開催)
- **審査指南改定(現在意見募集稿)**
- **AI審査の機能最適化(2021年5月)**
専利審査智能AIシステムの全局内の運用が完成

商標審査

- **大量出願・冒認出願対応**(代理事務所への懲罰、出願補助金の全面廃止、情報提供の受付、ブラックリスト化、防衛目的の出願の許容等)
- 審査体制の改善
- **審査・審理指南改定(2022年1月施行)**
- **商標図形AI検索機能がスタート(2019年2月)**
AI技術のより広い範囲の商標審査へ更なる適用

制度改正状況：改正専利法の概要

- ◆ 新たに導入された部分意匠、権利期間変更の運用規定は、現在改正作業中の専利法実施細則（2020年11月公表）、専利審査指南（2021年8月公表）に記載されるが、まだ**未確定**。
- ◆ 医薬品特許紛争早期解決メカニズム（パテントリンケージ）は**既に運用が開始**。

権利保護強化

- (1) 部分意匠制度の新設（第2条）
- (2) 専利権濫用の禁止（第20条）
- (3) 専利権評価報告書の提示（第66条）
- (4) 行政機関の取締り（第68条、第69条）
- (5) 専利行政法執行の整備（第70条）
- (6) 侵害の損害賠償金額の引き上げ（第71条）
- (7) 文書提出命令（第71条）
- (8) 財産保全行為の明確化（第72条）
- (9) 専利侵害の訴訟時効の拡大（第74条）
- (10) 医薬品特許紛争早期解決メカニズムの新設（第76条）

専利権付与制度の改善に関する事項

- (1) 新規性喪失の例外規定の拡充（第24条）
- (2) 専利権の権利期間の変更（第42条）

専利の実施と運用の促進に関する事項

- (1) 職務発明規定の改正（第6条、第15条）
- (2) 専利開放許諾制度の新設（第50～52条）
- (3) 実施と活用についての政府機関に関する規定の新設（第48条）

制度改正状況：専利審査指南修正草案の概要

- ◆ CNIPAは2021年8月3日に修正草案を公表。
- ◆ 専利期間調整（PTA）や延長（PTE）、部分意匠制度の運用面の明確化、実用新案・意匠の初歩審査に進歩性・組み合わせ判断の導入、遅延審査の利便性向上などがポイント。

主要な内容

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html

- 医薬品専利の権利期間延長（PTE）
 - ✓ 新薬に係る薬理活性成分の製品、製造方法及び医薬用途専利が対象。
 - ✓ 新薬とは創新医薬、改良医薬を意味し、薬品監督管理部門の関連規定の各分類に基づき定義される。
 - ✓ 延長要求は、**1つの新薬に多数の専利が存在する場合、1つの専利のみ可能**。また、**1つの専利が多数の新薬に及ぶ場合、1つの新薬のみ可能**。
- 遅延審査
 - ✓ 意匠出願の遅延審査期間は、**月単位で設定可能**であり最大36カ月。
- 実用新案の初歩審査
 - ✓ 初歩審査において出願内容が**明らかに進歩性を有していないかどうか**について審査できる。
- 意匠の初歩審査
 - ✓ 初歩審査において出願内容が**明らかに専利法の第23条第2項（※）の規定に合致していないかどうか**について審査できる。
（※）専利権を付与する意匠は、既存デザイン又は既存デザインの特徴の**組み合わせ**と比べて明らかな違いがなければならない。
- 部分意匠
 - ✓ 部分意匠出願の製品名称は保護対象部分と全体製品の両方を明記。

現地関心事項：知財活用促進の取組み

●知財“運営”

・知財活用のDX化

- ✓ 国家知財ビッグデータセンターの整備
- ✓ 知財データの標準化と積極活用
- ✓ 質権設定情報プラットフォームの整備
- ✓ 知財公共サービスへのIT活用

・知財流通

- ✓ 改正専利法に**ライセンス・オブ・ライト**導入

・知財金融（担保融資・保険、証券化、価値評価）

- ✓ 「**穏当に着実に（穏妥）**」（強国綱要）
- ✓ 知財証券化の記載なし
- **知財価値評価**を中心としたリスク管理の強化へ

・大学知財活用

- ✓ 研究者への**所有権付与**
- ✓ 「大学×中小」の**地方政府間競争**（賞金1億円）

●企業経営と知財

・知財マネジメント標準（ISO56005）

- ✓ **中国（CNIPA）が提案・主導**し策定されたISO
- ✓ 国家標準として採用予定

・専利導航（中国版IPランドスケープ）

2020年 国家標準「専利導航指南」

目的：特許情報分析を、R&Dだけでなく、企業経営や人材管理、地域・産業計画などに応用

内容：7部から構成（総則、地域計画、産業計画、企業経営、R&D活動、人材管理、サービス要件）、目的別のプロジェクトの進め方や分析ポイント等を列記

・上場ルールと知財

2018年 知財関連会計情報開示規定

2020年3月 科創板 科創属性評価手引（試行）

2020年5月 2020年知財強国建設推進計画

- ✓ 知財会計情報の開示を指導し、上場企業を監督し、知財情報の開示関連規定を厳格に実施するよう促す

現地関心事項：グローバルガバナンス強化の動き

強国綱要：「**知財のグローバルガバナンスへの参加の促進**」を6大項目の一つに

【積極策】

- ✓ 知財及び関連の国際貿易・投資などの国際規則・標準の整備
- ✓ 多国間・二国間対外交渉の推進
- ✓ 知財に関わる**涉外リスク予防・抑制体系**の構築
- ✓ **知財権濫用行為を規制する法制度**および知財に関連する**独禁、不競法**などの分野の立法を充実化
- ✓ **国際知財訴訟の選択優先地**をつくり上げる
- ✓ **専利と国際標準**の制定との効果的な結合を推進

禁訴令（ASI）（2020年8月華為 vs Conversant最高法院裁決他）

訴訟管轄権の衝突が発生した際、ある国の裁判所が、当事者が他国の裁判所での訴訟等の開始・継続・執行を禁止する命令

ライセンス料率判断の管轄権紛争

（2021年8月OPPO vs シャープ最高法院管轄権異議判決他）

ある国の裁判所が他国の特許権・市場に基づく（含む）ライセンス料率を訴訟で決定することができるか否かの争い

【協調策】

- ✓ 各国の知財庁との連携強化・審査情報共有
- ✓ 国連、世界貿易機関等への協力強化
- ✓ 「**一帯一路**」での実務協力深化

知財分野の国家安全
（習近平談話）

- ✓ 知財の**対外リスクの防止制御体系**の建設
- ✓ **知財の反独占、公正競争**に関する法律法規と政策措置を完備し正当で有力な制約手段を形成すべき
- ✓ 中国の知財に関する法律規定の**域外適用**を推進

国家標準化発展綱要（2021年10月）※中国標準2035

- ✓ **標準必須特許制度**を改善し、標準制定プロセスにおける知財保護を強化し、イノベーション成果の産業応用を促進

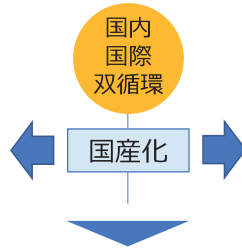
中国知財動向まとめ

●全体政策と知財

- ・習総書記：創新保護即ち知財保護 →「知財強国建設綱要」公布（2021年9月）
- ・「十四五規画」国内・国際双循環：国内→自主創新強化、国際→ガバナンス強化
- ・共同富裕：影響は未知数（知財は例外、ただし独禁の影響が強まるか）

【国内課題】

- ・出願急増の弊害（処理負担・冒認・・・）
- ・依然深刻な知財侵害
- ・新技術・ビジネスの急成長
- ・活用されない大学・中小の知財



【国際課題】

- ・米中対立と「国際話語権」
- ・海外展開拡大によりグローバル紛争に直面
→ 国家安全と知財政策より密接に（サプライチェーン・一帯一路・データ）

●制度改正・保護強化

- ・高価値専利を目標に
- ・非正常出願対策・DX化・法院強化
- ・懲罰賠償・罰則強化
- ・制度改正（AI・データ・OSS等）

●知財“運営”・知財サービス

- ・知財金融・LOR・DX化
- ・大学知財の権利帰属分配
- ・専利導航
- ・マネジメント標準・上場ルール

●司法の変化・グローバルガバナンス強化

- ・市場の力で世界のルール形成（判決の海外への影響、フォーラムショッピング）
- ・司法とSEP（ASI・グローバル料率）
- ・権利濫用・独禁法

示唆

量から質へ 知財保護強化

模倣品・冒認などイノベーションに寄与しない課題の対策は進む
原則として「現地で実体ビジネスをする外資」には有利
「政策あれば対策あり」：侵害の巧妙化懸念
外資も「侵害で訴えられるリスク」増大懸念

知財活用 ・サービス強化

知財ビジネスへの参加者増加・DX化で価値評価能力が高まれば活用余地も
知財情報活用・マネジメント能力向上により交渉力・技術力強化
社会実験の要素も多く、成否の実態は慎重な見極めが必要

司法の変化・ グローバル ガバナンス強化

一部の外資には魅力的な訴訟地になる可能性
経済安保と司法が結び付き、先の見えない管轄権争い／標準化とも関連
独禁法・権利濫用の適用と強制技術移転の関係に留意

最近の世界的な知財動向（欧州）

鹿戸 俊介

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

デュッセルドルフ事務所 知的財産部長



鹿戸 俊介

鹿戸: ジェトロ・デュッセルドルフ事務所の知的財産部長の鹿戸と申します。特許庁から出向しております。本日は欧州の知的財産概況について、簡単ではございますけれども、ご紹介させていただきます。

まず、こちらの、知財における欧州なのでございますけれども、皆さまは欧州に対して様々なイメージをお持ちだと思いますが、一口に欧州といっても、さまざまな概念があります。例えば知財においては、欧州特許庁に出願ができる欧州特許条約加盟国というのが 38 カ国になります。他方で、EUIPO、意匠と商標について出願できる国というのが 27 カ国になります。そして、もう一つ、50 年ほど議論がなされてきた、欧州単一効特許、欧州統一特許裁判所については、現在 16 カ国で、今後ドイツが批准することによって 17 カ国になります。順に説明させていただきます。

まず、こちら、欧州の成り立ちと知財ということですが、1960 年ぐらいから、単一特許権の創設に向けて条約案の検討が開始されまして、1977 年に欧州特許庁、EPO が設立しております。その後、特許条約については発効せずというような形で、ずっと発効しない状況が続いている間に、EUIPO が設立しました。2010 年あたりに、ある特定の国が反対したとしても条約について議論を進めることができる「強化された協力の要請」によって、UPC、統一特許裁判所協定が、その後、署名されました。その後、約 10 年かけて、ようやく発効しようとしているのが、今年、または、来年になります。

では、まず、「欧州特許庁を選べば、単一効特許に」とありますけれども、従来は各国特許庁に出願する必要がありますが、手続き言語は全て現地語になります。他方で、欧州特許条約が発効してから、特許の束という形で、さまざまな国の特許について、欧州特許庁に出願をして、入り口は欧州特許庁で、その後、登録されると、各国それぞれというような状

況が、現在までのところ続いております。そもそも特許というのは各国ばらばらですけれども、今後、欧州単一効特許というのが導入されますと、欧州特許庁に出願すれば、これに参加している全ての国々にまたがって、一つの特許を取ることができるというところなんです。今後、統一特許裁判所という所で、それらについては判断されることになります。こちらについては、また後で説明いたします。

次に欧州統一特許裁判所協定の今後の発効までということですが、まず、1 つ目、すでに 2014 年にフランス、2018 年にイギリスが批准しています。その後、ドイツが国内でなかなか承認ができないというような状況において、それが議論されている間に、イギリスがブレグジットによって、欧州、EU を脱退してしまったというところで、UPC の統一特許裁判所協定というものが発効するのに、いろんな問題が生じてきたというところなんです。他方、そのような状況であるのですけれども、ドイツでは、憲法異議などを経て、大統領による署名を得て、すでに公布、承認がなされています。

次に、「今後 UPC 協定が完全に発効するには？」というところで、まず、1 つ目、UPC 協定の暫定適用、これは先にシステムとか裁判官の採用とかをするための準備期間に関するものですけれども、それが発効になって、準備を開始するところまでできています。これは今日のこの収録が 1 月ですが、ちょうど前日である、昨日オーストリアが批准し、発効しております。ここから暫定適用期間の開始がなされまして、8 カ月とも、1 年ともいわれておりますけれども、その準備がある程度整った段階です。ドイツは承認を経ているけれども、批准書を寄託してはいないのですが、それを寄託すると、その 4 カ月目の 1 日に発効するということになっています。UPC の欧州統一特許裁判所の準備委員会というのがあり、これは 2022 年半ばごろに運用開始と予測しておりますけれども、他の専門家は、今年の年末から来年ぐらいなのではな

いかと予測しております。他方で、もともと UPC 協定、これはイギリスが入っていることを前提として作られた条約であるため、ロンドンという言葉が条約の文言として入っているとか、あとは、一番重要な判事の採用、そういうようなものがうまくいくのかなど、さまざまな課題はあります。

では、次に、話が変わりまして、標準必須特許に関して、欧州全体における動向についてまとめております。こちらは、欧州という視点で考えますと、2015年7月の Huawei 対 ZTE の事件に係る欧州連合司法裁判所の予備的判決というのがありまして、これは有名です。その後、2017年に欧州委員会でガイダンスを公表したり、SEP ライセンスの専門家グループの立ち上げをしたり、そういうような取り組みを進めてきておりますけれども、なかなか標準必須特許の議論が落ち着かないというところもあり、2021年にも専門家グループの活動報告書が公表されましたが、その中には79の提案があって、それはなかなか一つの案に合意できないという状況です。そういうようなこともあり、あとは、EUと中国の間で裁判所が国境を超えるような判決がなされていたりというようなこともあり、なかなか落ち着かない状況です。EUは、2021年7月に新たなイニシアチブの計画を公表して、今後議論していきますと言っておりますけれども、その後、2022年1月現在で動きはないという状況です。

次に、欧州特許庁については、すでに皆様ご存じとは思いますが、基本的には欧州特許庁は、世界の特許庁に比べて、自国地域だけでなく様々な国からの出願がなされるようなところが特徴的です。

欧州特許庁の品質については、やはり特許の審査の品質というのを表すのは難しいというところもあり、レポートの中では数値を出して、サーチレポートにおける非特許文献の引用率であるとか、標準文書のデータベースへの蓄積数であるとか、そういうようなもので品質の向上というのを示しているというところです。

また、欧州特許庁では、ニューノーマルに向けて、さまざまな取り組みを行っております、日本特許庁でも行っておりますけれども、在宅勤務、こちらではやはり時差のある場合もありますので、スタッフ間の会議の手配であるとか、そういうようなガイダンスを作ったわけですね。加盟国からの在宅勤務は可能とか、それを考慮した上で、在宅勤務の割合の上限を設けるなどの試行を行ったりしております。

また、ニューノーマルということで、口頭手続きにおいて

もビデオ会議システムの利用というのをしております。こちらは、基本、全ての口頭手続きにおいてはビデオ会議が可能となっております、ユーザー調査を行った結果、約3分の2というのが非常に良い、または、良いと回答しております。メリットとしては、移動時間の削減、費用の削減、環境への影響の削減などなど、様々ありますけれども、やはりデメリットとしては、口頭でないコミュニケーションの把握の難しさ、そういうようなものがあります。他方、ビデオ会議のシステムの利用がどんどん進みますと、現地でも参加できるというようなところがありまして、日本の方も参加できますので、ぜひ見ていただければと思います。通訳サービスというのも行っております、こちら日本語はないのですけれども、今は特にフランス語で増加しているというところがあります。

次に、EUIPO、こちらは意匠・商標に関するものですが、商標の出願というのは増えているというところです。

話は変わりますが、今度はドイツに関する法改正についてご説明させていただきます。もともとドイツでは、民事裁判所での侵害訴訟と、連邦特許裁判所での無効訴訟というのがある、民事裁判所での侵害訴訟において、特許の有効・無効を判断できないというものがあります。、それにもかかわらず、無効訴訟のほうがやはり時間がかかってしまうのに対して、侵害訴訟は早いというところがあります。そうすると、後になって無効になる可能性があるものについて、侵害訴訟のほうが先に結論が出てしまうというところで、そういうような悪影響を解消するための法改正がなされています。有効・無効を判断する側の連邦特許裁判所が、ある特定の条件下において、侵害訴訟の裁判所に無効訴訟の被告への訴状送達から6カ月以内に通知することで対応を図るというようなことをやろうとしています。

また、ドイツで侵害が認められると、自動的に差し止めをするというのが課題としていわれておりますので、過去の最高裁の判決を考慮した上で、こちらもある条件下において、自動的に差し止め排除される旨を規定しております。こちらは今後の動向を見なければ分からないところではありますけれども、なかなか変わっていかないのではないかと専門家の意見もあります。

また、ドイツではドイツ特許商標庁の審査に時間がかかるというような批判がありましたけれども、大幅に人を増強しております、今後審査の迅速化に期待がされています。

次はイギリスです。イギリスは EU 離脱後、より積極的に意見募集や協議などを実施している印象があります。特に AI と知財の政策オプション、例えば AI が発明をした場合については、どういう発明者として認めるべきなのか。AI を発明者とする特許出願を認めるのか。それとも、AI を考案する AI システムの責任を負う人を含むように発明者を拡大するのか。現在では人が発明者であることが前提でありますので、AI 自身が発明をしたということになると、特許を取れないというところになるのですけれども、そこをどのようにすれば解消できるかというようなところで議論がなされています。また、標準必須特許、SEP についても現状を見つつ、どうあるべきかというようなところを、パブリックコンサルテーションを現在行っております。

AI による発明が裁判所で、どのように判断をされているかというようなことです。現在イギリスでは最高裁に上告の申請中ということで、今後判断がなされるか、状況を見ていきたいと思っております。EPO では、2021 年 12 月、審判部の口頭手続きで却下されております。

その他、フランス・スイスでも、フランスの進歩性の要件が追加され、徐々に適用されていたりとか、あとは、自動車のスペアパーツの修理条項というようなものが追記されたり、そのような動きがあります。また、スイスでは特許法改正の動きがありまして、これは将来的にはスイスで審査をすることによって、特に中小企業にとって、費用と手間のかかる EPO の審査の代替手段とするなどとしており、審査をすることによって、中小企業を支援するというような考えを示しています。

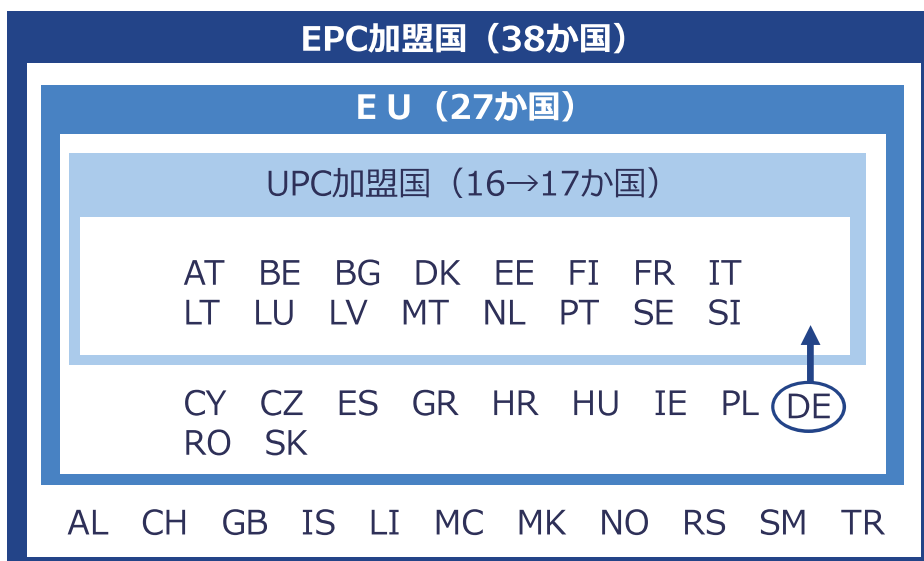
次に、欧州における模倣品の関連の動向です。模倣品の起源は中国が多いのですけれども、海路と陸路で 87 パーセントを占めています。用いられた権利はほとんどが商標というところです。

最後になりますが、現地企業の関心事項です、欧州統一特許裁判制度、もしくは、欧州単一効特許の開始に向けた準備というのが関心事項になっており、今後企業としても準備をしていかなければならないという状況です。また、標準必須特許について、ドイツ、もしくは、イギリスなどを訴訟地として選ぶものとして、どのようになっていくのか。ドイツで法改正もなされましたけれども、その動向を見ていく必要があります。あとは、標準必須特許について、EU でも、イギリスでも、検討されておりますし、何らかの方向性が示される可能性があります。以上になります。

欧州の知的財産概況

2022年1月

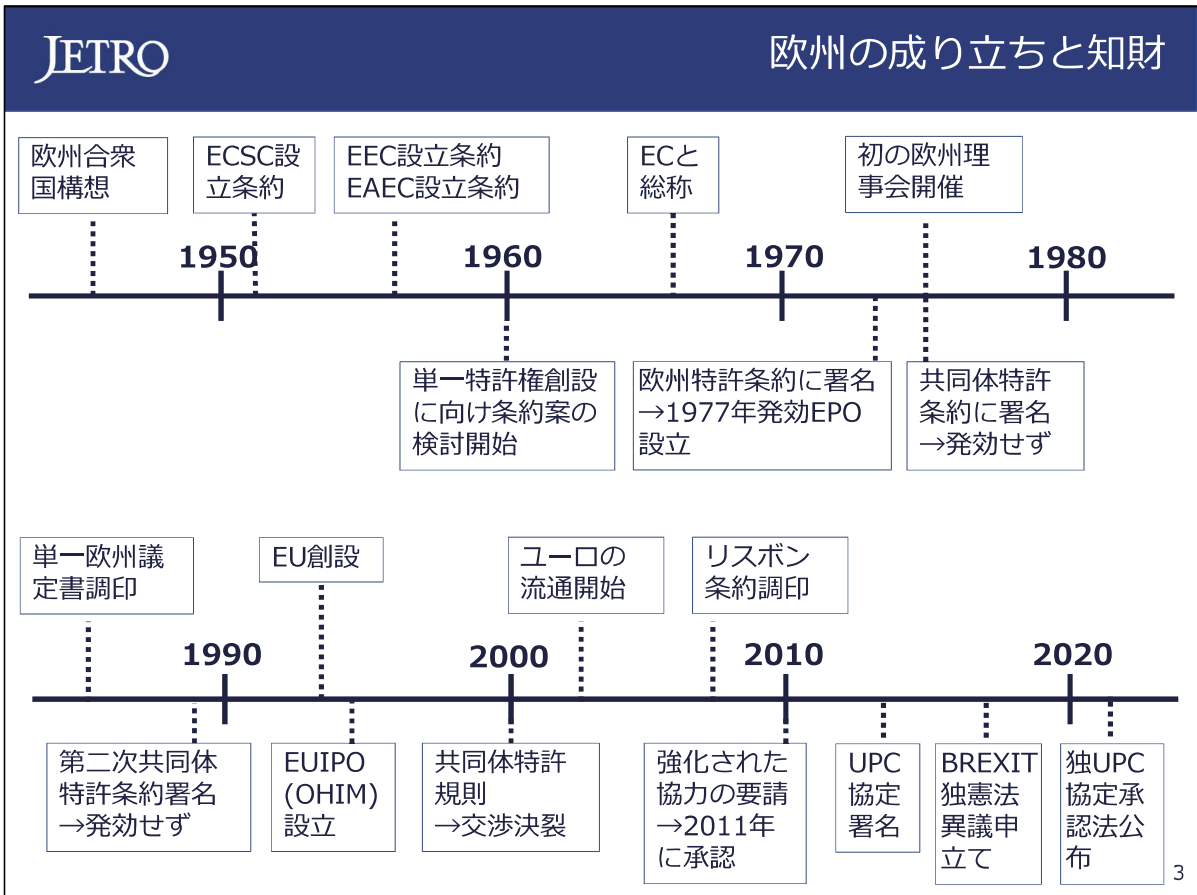
ジェトロ・デュッセルドルフ事務所
知的財産部長 鹿戸 俊介



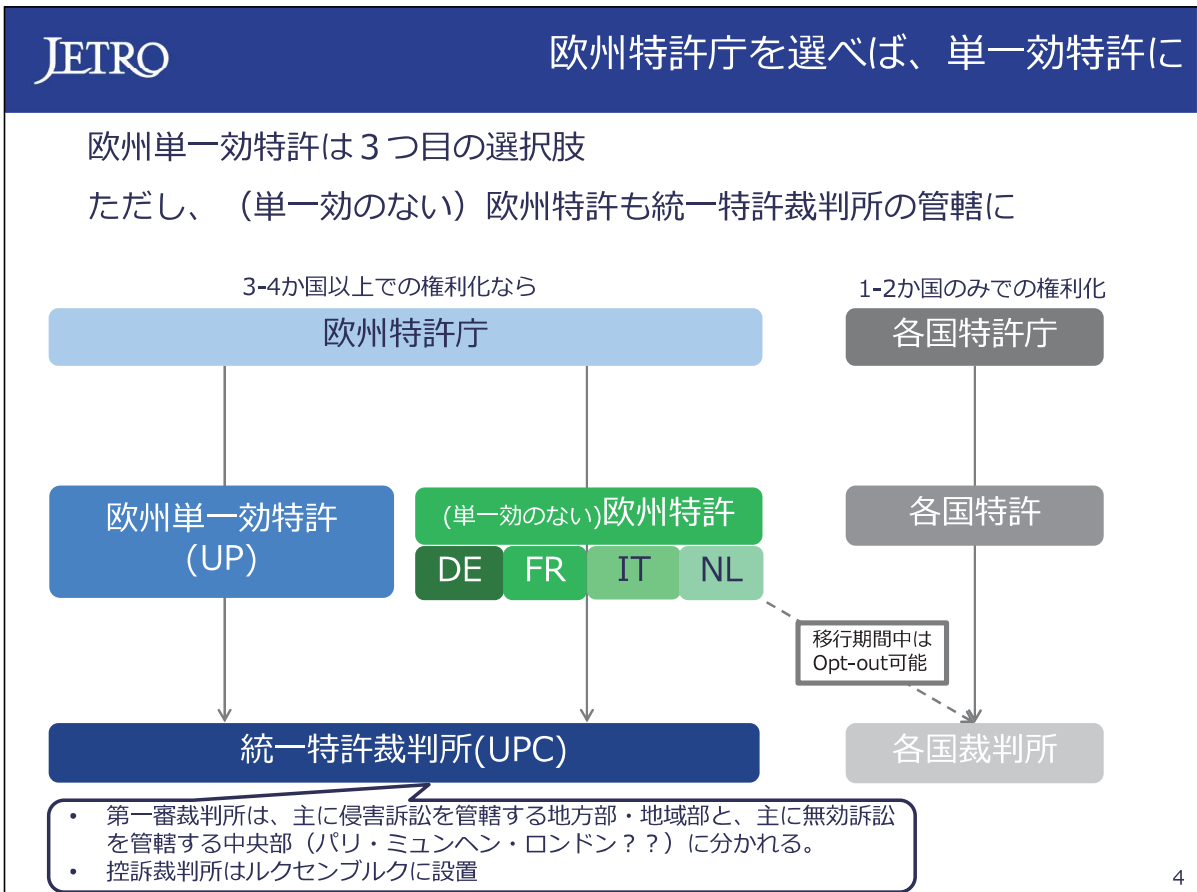
拡張協定国 ポスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ

認証国 モロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジア、
ジョージア（未施行）

- AL アルバニア
- AT オーストリア
- BE ベルギー
- BG ブルガリア
- CH スイス
- CY キプロス
- CZ チェコ
- DE ドイツ
- DK デンマーク
- EE エストニア
- ES スペイン
- FI フィンランド
- FR フランス
- GB イギリス
- GR ギリシャ
- HR クロアチア
- HU ハンガリー
- IE アイルランド
- IS アイスランド
- IT イタリア
- LI リヒテンシュタイン
- LT リトアニア
- LU ルクセンブルグ
- LV ラトビア
- MC モナコ
- MK 北マケドニア
- MT マルタ
- NL オランダ
- NO ノルウェー
- PL ポーランド
- PT ポルトガル
- RO ルーマニア
- RS セルビア
- SE スウェーデン
- SI スロベニア
- SK スロバキア
- SM サンマリノ
- TR トルコ






3



4

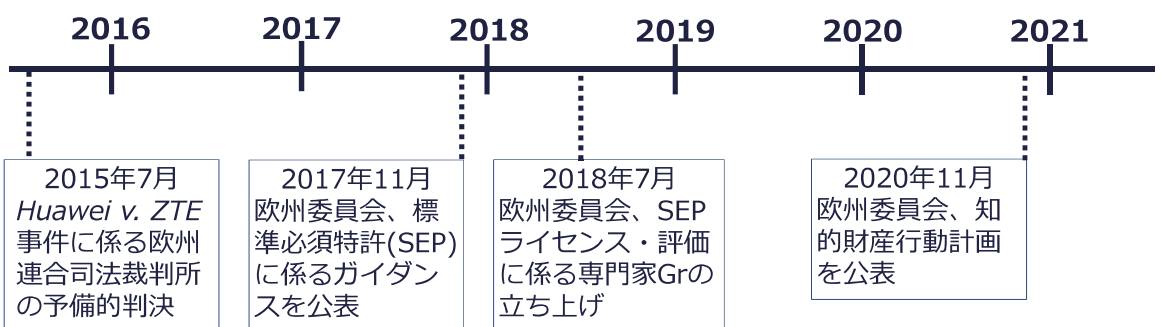
JETRO 欧州統一特許裁判所協定発効まで

-  2014年3月14日批准
-  2018年4月26日批准
→2020年7月、批准撤回の通知をEU理事会事務局に寄託
-  2017年3月 連邦議会（下院に相当）、連邦参議院（上院に相当）が批准法を採択したものの、大統領署名直前に、連邦憲法裁判所に違憲異議申立。
2020年3月 連邦憲法裁判所、連邦議会の採択を違憲と判断
2020年9月-12月 批准法を連邦議会と連邦参議院で可決。再度2件の憲法異議申立あり。
2021年7月 連邦憲法裁判所、憲法異議は認められないと判断。
2021年8月 UPC協定承認法、大統領による署名を経て公布。

UPC協定が完全に発効するには？

- ① UPC協定の暫定適用に関する議定書（PAP議定書）の発効により、準備を開始。PAP議定書に関する13か国の同意が必要（2022年1月19日にオーストリアが批准し、発効）。
- ② PAP議定書の発効により、暫定適用期間の開始
- ③ （おそらく）準備が整った段階で、ドイツが批准書を寄託（条文上、その4月目の1日に発効）。
- ④ UPC準備委員会は、2022年半ば頃に運用開始と予測（他の専門家は2022年末から2023と予測）
（課題）
 - ・ UPC協定第7条に記載された中央部の支部としてのロンドンの取り扱い
 - ・ PAP議定書第3条に記載された「英国」の取り扱い
 - ・ 新たな判事の採用及び研修 等

JETRO 標準必須特許のEUにおける動向



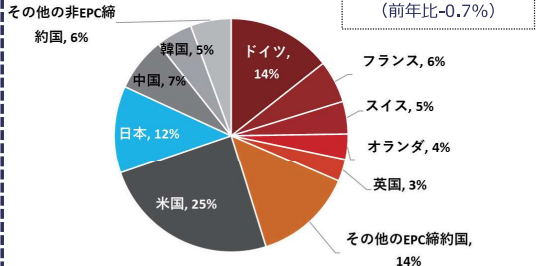
- 2021年以降
- 2021年2月10日 専門家グループの活動報告書を公表（79の提案）
 - 2021年7月 EUが中国ASI判決に対するTRIPS63条3項に基づく情報提供要請
→ 9月 中国政府は、対象とされる一連の事件(*Conversant v. Huawei*事件/*OPPO v. Sharp*事件（最高人民法院）、*Xiaomi v. Inter Digital*事件/*Samsung v. Ericsson*事件（武漢中級人民法院））は一般的に適用されるような法的効力はないため対応する義務はない旨回答
 - 2021年7月15日 SEPの新たな枠組みに関するイニシアチブの計画等を公表
→ その後、2022年1月現在で動きなし。

欧州特許庁

設立：1977年
 所在地：(本部) ミュンヘン (支部) ハーグ、ウィーン、ベルリン、ブリュッセル
 長官：カンピーノス長官 2018年7月就任 (任期5年)
 職員数：6,403名うち、審査官数：4,099名 (2020年12月31日時点)



出願件数内訳 (2020年)



アントニオ・カンピーノス長官

副長官 2019年1月1日～ (任期5年)

審査期間の主な指標 (2020年)

- ①サーチレポート期間
受理日から4.3か月
 - ②審査期間
審査請求日から23.7か月(特許付与の意図の通知まで)
 - ③異議審理期間
申立期間満了日から15.4か月
- ※各指標は、「標準的なケース」における平均値



ローワン副長官
特許付与プロセス担当



サイモン副長官
コーポレート・サービス担当



エルンスト副長官
法務・国際担当

出典：欧州特許庁ウェブサイト、EPO Patent Index 2020、EPO Social Report 2020

高品質の成果物及びサービスの効率的な提供

EPOの品質レポートで用いている数値	2015年	2020年
サーチレポート (以下「SR」) における1件以上の非特許文献の引用率	23%	26%
標準化プロセスにおいて提出された技術文書のデータベースへの蓄積数	260万	410万
SRにおける1件以上の標準文書の引用率	2.7%	4.2%
SRにおけるアジア言語 (日中韓) のみの文献引用 (XYE) 率	13%	16.4%
審査の在庫レベル (厳密な定義は不明)	17月	11.7月

出典：欧州特許庁Quality Report 2020

ニューノーマルに向けて

- 2021年3月にドラフト版を公表し、パブリックコンサルテーションを実施。7月に修正版を公表
- ①在宅勤務、②デジタル環境、③建物、の三本柱

- 在宅勤務
 - 欧州特許条約加盟国からの在宅勤務を考慮。在宅勤務の割合に上限を設ける試行の策定を検討。
 - 在宅勤務に関連するガイダンス（時差のあるスタッフ間の会議手配、会議の行動規範）を作成
- デジタル環境
 - 特許付与プロセスの最初から最後までを完全にデジタル化することに引き続き取り組む。
 - メインフレームから脱却、ルクセンブルクのデータセンターに移行。24時間年中無休で利用可能なクラウドベースのサービスの推進。
- 建物
 - 内部及び外部の会議の両方に対応する完全かつハイブリッドなビデオ会議施設の検討。

【ドラフト版に対する意見】

外部：概ね支持。対面会議及びハイブリッド会議の価値に関する更なる議論を求める意見あり。

内部：審判部から、合議制のため、スタッフの出勤の割合を50%とする前提は低すぎるなどの意見あり。

9

口頭手続とビデオ会議利用

- （審査段階）2020年4月から原則ビデオ会議利用。
- （異議段階）2021年1月以降、ビデオ会議利用可。現時点では当事者の同意は不要。（試行期間は2022年5月31日まで）。
- （審判段階）2021年1月1日以降、当事者の同意なくとも審判部の職権でビデオ会議実施可。
- （拡大審判部判断）EPO拡大審判部は、緊急事態の期間中は、（審判手続きでは）当事者の同意がなくてもビデオ会議により実施可能であると決定。

ユーザー調査
（異議段階）

- 約700名の回答者の2/3が、「非常に良い」または「良い」と回答
- メリット：①移動時間の削減（551）、②費用削減（407）、③環境への影響の削減（311）、④証人、発明者等の参加のしやすさ（256）等
- デメリット：①口頭でないコミュニケーションの把握の難しさ（458）、②VICOツールによるインターネット通信の遮断等のリスク（323）③EPO構内での口頭手続と比較した口頭での主張の難しさ（196）等
- EPOの取組：不測の事態に対するユーザーへのサポート、通訳サービスの増加（2019年30.7% → 2021年35.4%、特に仏語で増加）、サポートデスクの設置と口頭手続前のテスト接続

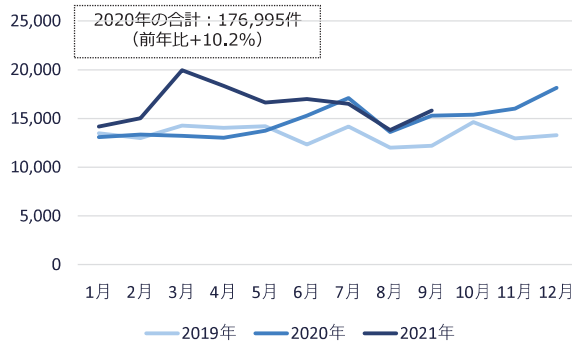
10

欧州連合知的財産庁 (EUIPO)

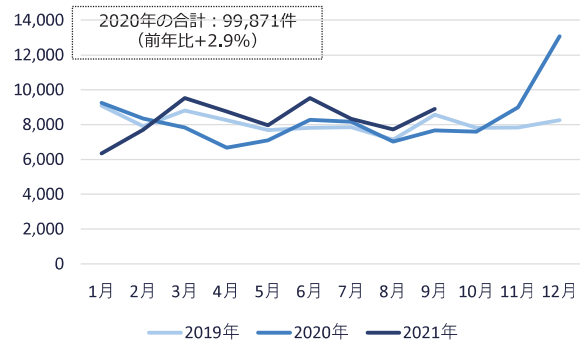
設立：1994年
 所在地：アリカンテ（スペイン）
 長官：アーシャンボー長官（2018年10月就任）
 職員数：1,031名（2019年12月末）



アーシャンボー長官
 （出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）



欧州連合商標の月別出願件数推移
 （出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）



登録共同体意匠の月別出願件数推移
 （出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）

1. (1) 民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期

目的	➢ 無効訴訟の審理期間が侵害訴訟より長い「差止ギャップ」の悪影響の解消
概要	➢ 無効訴訟の被告（特許権者）が訴状送達から2月以内（1月延長可）に反論を述べる旨を規定（特許法第82条(3)）（2021年8月18日施行） ➢ 連邦特許裁判所が、無効訴訟の被告への訴状送達から6月以内に、（特許権の有効性等の）決定にとって特に重要な局面等において、当事者に加え、侵害訴訟の裁判所に通知すべき旨規定（特許法83条(1)）（2022年5月1日施行）

1. (2) 差止による救済規定の明確化（特許法第139条(1)）（2021年8月18日施行）

目的	➢ 熱交換器事件判決（2016年）を考慮。侵害訴訟での“自動的な”差止への対応
概要	➢ 個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される旨を規定。 ➢ そのような場合には被侵害者は相当の金銭的補償を受けなければならない旨、また、このことが同条(2)の損害賠償請求権には影響を及ぼさない旨を規定。

1. (3) 営業秘密保護法の規定の特許訴訟での準用（特許法第145a条）
1. (4) PCT国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の変更（国際特許条約に関する法律第III条第4項）：欧州特許条約の規定に合わせ、30月以内から31月以内へ。
2. ドイツ特許商標庁（DPMA）の業務範囲拡大及び特許費用法改定に関する法律
 - (1) ドイツ特許商標庁の業務範囲拡大（2022年1月1日施行）：主に知財の情報提供等
 - (2) 特許費用法改正：2022年7月より約20年ぶりに値上げ。

ドイツ特許商標庁（DPMA）、今後数年間でイエナオフィスを大幅に拡張・強化（2021年4月）

- ・ 2019年に特許審査官177名を増員済。今後段階的に110名を採用（特許審査官93名採用）。
- ・ これまでイエナオフィスは意匠、商標審査の一部を担当。特許審査はミュンヘン。（イエナでも開始）。
- ・ DPMAのサイトでは正確な特許審査官の数は不明であるが、年次報告書などの公表数値から計算すると、2019年より前に比べ、約17%の増員に成功しているといえる。今後審査の迅速化に期待。

13

英国知的財産庁は、EU離脱後、より積極的に意見募集や協議等を実施している印象あり。

- ① AIと知財の関係について意見募集（2020年9月7日）結果公表（2021年3月24日）
- ② 知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集を開始（2021年6月7日）
- ③ 英国の新たなイノベーション戦略における知的財産に関する取組を公表（2021年7月29日）
- ④ AIと知的財産（著作権・特許）に関する協議を開始（2021年10月29日）
- ⑤ 標準必須特許（SEP）に関する協議を開始（2021年12月7日）

④ AIと知財 政策オプション

- オプション1：発明を考案するAIシステムの責任を負う人を含むように「発明者」を拡大する
- オプション2：AIを発明者とする特許出願を認める
- オプション3：AIによって考案された発明を新しいタイプの保護で保護する（例：より厳しい進歩性評価を行う、短い保護期間とする など）

英国特許がAIによって考案された発明を保護するとしたら、発明者はどのように特定され、誰が特許権者となるべきか？

⑤ SEP協議 質問概要

- SEPのエコシステム全体、英国政府による行動や介入の是非
 - 競争と市場の機能、SEPの透明性、侵害と救済、SEPのライセンスや訴訟
- SEPの実務における課題に沿って、特許権者や実施者のそれぞれの立場から、現状・事例や考えを広範に確認。

14

各国での審査・裁判の状況（2022年1月時点）

	最終審	控訴審	第一審	審査段階
英	・ 最高裁に上告許可申請中	・ 控訴院 ・ 2021年9月21日 控訴棄却	・ 特許裁判所 ・ 2020年9月21日 上訴棄却	・ 2019年12月4日に却下
EPO	・ 2021年12月21日に審判部の口頭手続で却下	—	—	・ 2019年11月に口頭手続で却下 ・ 2020年1月28日理由公表
独	—	・ 連邦特許裁判所に上訴中	—	・ 2020年3月25日に却下
米	—	・ CAFCにて審理中	・ 東バージニア地裁 ・ 2021年9月2日 上訴棄却	・ 2019年12月17日に却下 ・ 長官請願翌年2月17日拒絶
南ア	—	—	—	・ 2021年7月28日に登録 ・ 発明者は「DABUS」
豪	—	—	・ 2021年7月30日に差し戻し（認める）	・ 2021年2月9日に却下
その他	—	—	—	ペンディング ブラジル、加、印、中、イスラエル、日、ニュージーランド、韓、瑞、サウジ、台

出典：THE ARTIFICIAL INVENTOR PROJECTを元に作成

15

フランスの進歩性要件追加・自動車のスペアパーツの修理条項

- ・ 2019年5月22日、企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律（PACTE法）を公布。
- ・ 異議申立て導入の法案提出時の影響評価書によれば、それまで裁判所による取消決定の54%は進歩性。
- ・ 特許の異議申立手続の創設（2020年4月1日施行）、特許審査において進歩性がない場合に拒絶（2020年5月22日以降の出願に適用）されることなどが追加。
- ・ 産業財産庁（INPI）は、自動車のスペアパーツに関する修理条項（「修理条項」とは、一般に、「仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められない」というもの。）を、フランス意匠法（フランス知的財産法（CPI）の一部）に導入する（2023年1月1日施行）旨公表。

スイスで特許法改正の動き

- ・ 2021年8月18日、スイス連邦参事会（内閣に相当）が、特許法改正に係る協議結果と方針を公表
- ・ 実用新案の導入を見送るとともに、審査が行われない特許を存続する。
- ・ 将来的には、新規性及び進歩性を含む全ての特許要件の審査を請求することを可能とし、特に中小企業にとって、費用と手間の掛かるEPOの審査の代替手段とする。

16

EU国境／域内における知財エンフォースメント結果（2020版、2021年11月公表）



€778 million
Retail value of
goods seized
at EU borders



27 million
Individual items
seized



70,000
Seizures of goods
by EU customs

出典：EUIPOウェブサイトより

【2020年版レポート概要】

- EU国境で税関が押収した模倣品は小売価格で7億7,800万€（2019年は7億5,900万€）
- 税関が押収した知的財産権を侵害した商品数は2,700万点（2019年は4,100万点）（商品数の減少の理由は、Covid-19によるものとしている）。
- 模倣品の起源は価格の割合で①中国（45%）②香港（24%）、③トルコ（19%）、④シンガポール（10%）
- 差し止め件数（商品数ではない）では、郵便やエクスプレス貨物が85%を占める
- 差し止められた商品数では、海路と陸路で87%を占める。
- 用いられた権利は、72%が商標、27%が意匠。

17

UPC制度開始に向けた準備

- 2022年1月に準備期間開始
- 準備期間中の最後数か月はオプトアウト可能に
→ その前にメリットを踏まえた選別要
- UPCが信頼できるまではオプトアウト？
- UPCへの影響を確保するためにオプトアウトしない？

SEPの訴訟地としての動向

- 英国はグローバルライセンス料設定のための訴訟地として地位を獲得しつつある。
- ドイツは、自動的な差し止めや侵害訴訟の方が無効訴訟よりも早い差し止めギャップにより、引き続き権利者に比較的に有利な訴訟地として選択される可能性。
→ 法改正が今後どう影響をするのかにつき、継続的に注目する必要

進出国に応じた課題

- 今まで注目していなかった国における知財訴訟の実態把握
- R&Dを実施する国における職務発明制度・第一国出願主義
- 各国裁判所判例、EPO等の審決
- 模倣品対策

SEPの方針等について

- EU：SEPの新たな枠組みに関するイニシアチブの計画等を公表（動きなし）
- 英国：標準必須特許（SEP）に関する協議を開始
→ 今後、何らかの方向性が示される可能性。

18

最近の世界的な知財動向（韓国）

土谷 慎吾

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所 副所長



土谷 慎吾

土谷: 皆さん、こんにちは。ジェトロ・ソウル事務所の土谷と申します。本日は「韓国の知財概況」と題しまして、10分間お話をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。まず、産業財産権の統計についてご説明を差し上げて、その後、最近の韓国の知財法の改正状況についてご説明したいと思います。

まず、統計ですけれども、韓国では産業財産権四法の出願が、昨年2021年に過去最高の件数を記録しております。全体で59万2,615件ということで、前年比6.3パーセントの増加となっております。個別に見ていきますと、特許出願は23万7,998件ということで、前年比5パーセント増加となっております。実用新案については、韓国では日本と違ひまして、実用新案も審査主義をとっているというところもありまして、特許との差別化が少ないという観点から、最近は減少しているところです。意匠と商標に関しては、韓国は日本よりも件数が多い状態が続いていまして、意匠は横ばいですが、商標についていうと、コロナ禍にあっても非常に伸びておりまして、直近では28万5,000件以上と、前年比10パーセント以上の増加ということで、大幅な増加が見られています。

韓国の出願の特徴としては、日本と異なる点として、中小・個人の出願が多いという傾向にあります。この理由については諸説ございますけれども、IP意識が高いでありますとか、政府の支援策が充実している、また、代理人の費用が日本と比べると結構安いというところ、また、大企業の出願行動が、国内は抑制をして、海外を重視している、それで相対的に中小・個人が大きく見える、こういったところが理由だといわれております。

2020年の韓国特許庁への出願件数の上位企業、特許については、韓国国内からは財閥系の企業からの出願が多くて、外国は、東京エレクトロン、TSMC、半導体エネルギー研究所、こういった半導体関係とかIT関係の企業が名を連ねていま

す。デザインに関しては、やはり韓国国内からは財閥系が多いのですけれども、外国ですと、アメリカの企業がたくさん出願しています。商標に関しては、韓国国内からは聞き慣れない会社もあろうかと思うのですけれども、外国ですと、サンリオさんですとか、花王さんですとか、こういった日本企業が韓国にたくさん出願しているというのが見て取れるかと思ひます。

韓国特許庁への、どこの国から出願が多いかというところですが、2020年ベースになりますけれども、特許については日本が一番たくさん出願をしまして、米国が2番、中国が3番で、ドイツが4番といった順番になっています。中国が最近やはり伸びてきておりまして、3位と4位が、2020年の統計では、入れ替わっています。デザインに関しては、米国が1番で、中国が2番、日本が3番ということになりますけど、こちらも中国が存在感を増していまして、日本と中国の順位が入れ替わったというところですが、商標については、中国が1位で、米国2位、日本が3位という順番になっております。日本は三法とも韓国特許庁に対する出願が減少していて、代わって中国の存在感が増しているという状況にあります。昨年上半期までの数字でいうと、日本はこれまで特許では1位だったのですが、米国が特許出願1位ということで、通年でどうなるかというのが気になるところでございます。

続きまして、知財法の改正状況になります。韓国では五月兩式に法案が出てきて、どんどん法律が改正されますので、ウォッチングが大変ですが、昨年もたくさんの法律が成立し、また今後も新しく施行されるものがたくさんございます。

まず、最近施行された法律からということになりますけれども、まず、デザイン保護法、日本でいう意匠法になりますけれども、この保護対象が拡大しました。昨年10月21日に施行されています。投影時計とか、レーザーバーチャルキーボード、ホログラム等の新技術を基盤とするデザインが保護

されるように、画像を独立した別個のデザインとして規定し、操作または表示画像に限ってデザイン権の保護を受けられるようにするということとして、日本の2020年4月1日に施行された意匠法と同趣旨の改正になっております。ただ、韓国の改正法には、日本で改正された建築物とか内装については、保護対象としては今回入っておらず、また、関連意匠制度の拡充についても含まれていないので、この点にご留意ください。

続きまして、これも最近施行された法律になります。昨年の10月21日、11月18日に施行されておりますけれども、審判関係で3つ変わっております。特許審判への専門審理委員の参加ということで、これは専門家の方に審判に参加していただくという仕組みです。それから、審判における適時提出主義の導入、審判・調停連携制度の導入ということで、審判関係の制度が昨年10月、11月に新たに施行されています。

そして、11月18日の施行、今年2月18日の施行と、2本ございますけれども、災害時における手数料の減免ということで、新型コロナウイルス等の国家的災害による中小企業の料金の減免というもの、これが2月18日に施行されたもので、また、審査請求料の返還範囲の拡大については、これはコロナとは無関係ですが、昨年11月18日に施行されています。改正前は、先行技術調査結果の通知がなされた後は、審査請求料の返還はなされなかったのですが、改正後は、これが拒絶理由の通知までは100パーセント返還される、また、拒絶理由通知後であっても、意見提出期間内であれば、3分の1が返還されると変更されております。

最近公布されて施行待ちのものとしましては、一番大きいものとして、審判請求期間、再審査請求期間の延長というのがございまして、これは、今年の4月20日に施行予定ということです。これまで審判請求期間、再審査請求期間が30日以内だったのですが、これを3カ月以内に延長するということが、日本の運用にそろうこととなります。これは非常に要望が強かったもので、今回改正されて良かったと思っております。加えて、分離出願制度が導入されるということ、国内優先権主張ができる出願対象が拡大される、こういった法改正も併せて4月20日に施行予定となっております。

また、不競法の改正ですが、日本でいいますところの限定提供データの不正取得・使用に関する民事措置の創設ということで、日本でも不競法が変わって、その後追いの改正ということになりますが、4月20日に施行予定となっております。

す。

また、商標の部分拒絶制度の導入に関しても、つい最近、1月11日に国会を通過しまして、おそらくこのビデオを皆さんご覧になるころには公表され、施行日が決まっているということになるかと思います。

最後に、今、国会係属中の案件でございますけれども、韓国型証拠収集制度で、これは日本の査証制度、あるいは、ドイツの査察制度に近い制度なのですが、今、国会で審議をされていまして、間もなく可決・成立するのではないかとこのふうに見ております。また、自動車の修理部品に関するデザイン権の効力の制限、この法案については、他国でも導入されていたり、提案が出ているところですが、韓国では過去に5回、類似法案が提出されたのですが、いずれも廃案になった経緯がございまして、本件もおそらく同じ経緯をたどるのではないかなと見ております。

以上、韓国の産業財産権統計情報、それから、法改正の状況をお伝えいたしました。どうもありがとうございました。

韓国の知財概況

2022年2月

日本貿易振興機構(JETRO)
ソウル事務所 副所長

土谷 慎吾

Copyright ©2022 JETRO All rights reserved.

目次

- 1. 産業財産権統計**
- 2. 知財法改正状況**

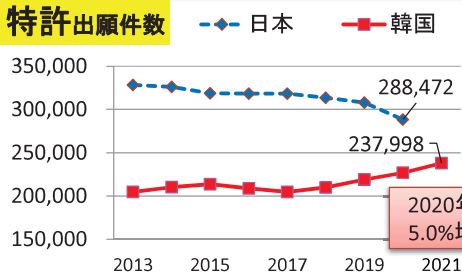
Copyright ©2022 JETRO All rights reserved.

2

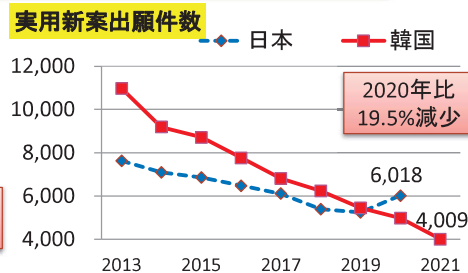
1. 産業財産権統計 ～四法概観～

2021年、特許・商標出願件数が過去最高を更新
産業財産権全体で過去最高の592,615件(6.3%増加)

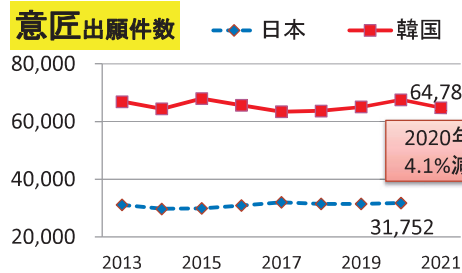
特許出願件数



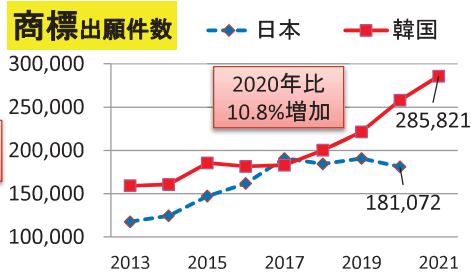
実用新案出願件数



意匠出願件数



商標出願件数

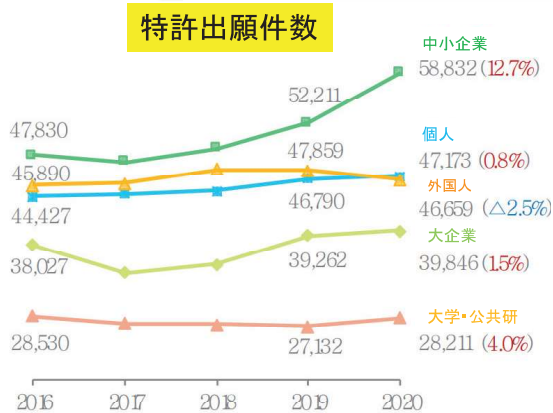


出所：日本特許庁ステータスレポート、韓国特許庁知識財産白書、韓国特許庁知識財産統計月報
Copyright ©2022 JETRO All rights reserved.

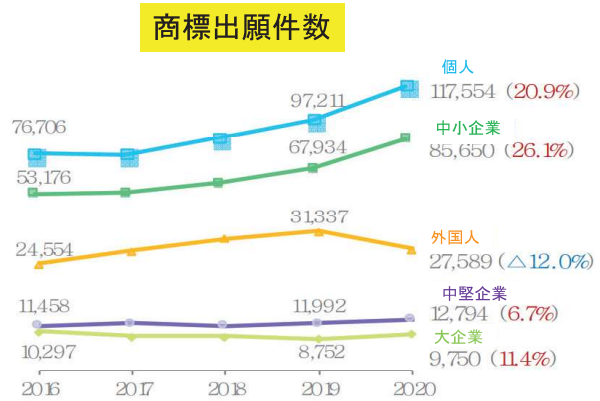
1. 産業財産権統計 ～出願人類型別出願件数～

韓国では、中小企業、個人の出願件数が多い傾向にある

特許出願件数



商標出願件数



出所：2021年1月14日付け韓国特許庁報道資料

- 中小企業、個人の出願が多い理由としては、以下が挙げられる。
- ・高いIP意識(サムスンvsアップル事件の影響)
 - ・政府支援策(手数料減免だけでなく、補助金と特許出願とのリンクなど)
 - ・代理人費用の安さ
 - ・大企業の出願行動は、国内抑制・海外重視

Copyright ©2022 JETRO All rights reserved.

1. 産業財産権統計 ～2020年出願上位企業～



Copyright ©2022 JETRO All rights reserved.

1. 産業財産権統計 ～外国人の国籍別出願件数～

2020年 (2019年)	1位	2位	3位	4位	5位
特許	日本 14,013 (14,994)	米国 13,352 (13,103)	中国 4,266 (3,725)	ドイツ 3,650 (4,222)	フランス 1,454 (1,543)
デザイン	米国 1,478 (1,487)	中国 926 (884)	日本 827 (1,093)	フランス 243 (232)	ドイツ 204 (223)
商標	中国 7,170 (7,642)	米国 6,425 (6,911)	日本 3,034 (3,861)	ドイツ 1,711 (1,974)	フランス 1,055 (1,375)

出所：韓国特許庁知的財産白書

日本は三法とも出願が減少し、中国の存在感が増している状況。
2021年上半期では、米国が特許出願1位。

目次

1. 産業財産権統計

2. 知財法改正状況

2. 知財法改正状況 ～最近施行された法律①～

デザイン保護法の保護対象範囲拡大

(2021年3月24日国会本会議通過、2021年4月20日公布、2021年10月21日施行)

- 投影時計、レーザーバーチャルキーボード、ホログラム等の新技術を基盤とするデザインが保護されるよう、画像を独立した別個のデザインとして規定し、操作又は表示画像に限ってデザイン権の保護を受けられるようにするもの
- 2020年4月1日に施行された日本の改正意匠法と同趣旨の改正。ただし、韓国改正法には建築物、内装は保護対象に含まれておらず、関連意匠制度の拡充についても、今回の法改正には含まれていない。

2. 知財法改正状況 ～最近施行された法律②～

特許審判への専門審理委員の参加（特許法）

（2021年3月24日国会本会議通過、2021年4月20日公布、**2021年10月21日施行**）

- 審判専門性を補完するために、変化の速度が速い技術や現場の知識が必要な分野に対する専門性を持つ外部の専門家を審判に参加させる制度

審判における適時提出主義の制度の導入（特許法、デザイン保護法、商標法）

（2021年7月23日国会本会議通過 → 2021年8月17日公布、**2021年11月18日施行**）

- 特許審判の当事者は**主張や証拠を適切な時期に提出**しなければならない。
- 今後、審判長が要求する時期より故意または重過失により遅れて提出した主張や証拠に対しては審理に反映されない不利益を被ることがある。
（法院も2002年民事訴訟法改正により適時提出主義適用）

審判-調停連携制度の導入（特許法、デザイン保護法、商標法）

（2021年7月23日国会本会議通過 → 2021年8月17日公布、**2021年11月18日施行**）

- 審判事件の合理的な解決のために必要な場合、審判長が当事者の同意を得て、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付することができるようにする

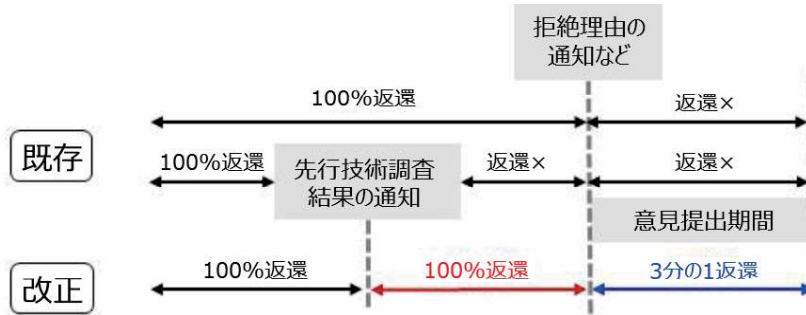
2. 知財法改正状況 ～最近施行された法律③～

災難時における手数料減免、審査請求料の返還範囲拡大（特許法）

（2021年7月23日国会本会議通過 → 2021年8月17日公布）

- 新型コロナウイルス等の国家的災難による中小企業の料金減免（**2022年2月18日施行**）
（減免額：出願・審査請求料17万6,000ウォン
+設定登録料（3年分）11万9,000ウォン）
- 審査請求料の返還範囲拡大（コロナとは無関係の施策）（**2021年11月18日施行**）
出願取下げ・放棄時に、審査請求料を、特許庁が先行技術調査をした後でも**100%返還**、意見提出期間内でも**3分の1返還**（下図参照）

【法改正前後の審査請求料の返還範囲】



2. 知財法改正状況 ～最近公布され、施行待ちの法律①～

JETRO

審判請求期間、再審査請求期間の延長（特許法、商標法、デザイン保護法） (2021年9月29日国会本会議通過 → 2021年10月19日公布、2022年4月20日施行予定)

- これまで30日以内だった、**審判請求期間及び再審査請求期間を3か月以内に延長**することで、出願人の利便性向上を図る
- これまで建議事項として日本から要望してきたもので、2019年度建議事項に対する韓国政府回答に沿ったもの（拒絶理由通知に対する在外者の指定期間延長についても引き続き求めていく）

分離出願制度の導入（特許法）

(2021年9月29日国会本会議通過 → 2021年10月19日公布、2022年4月20日施行予定)

- 拒絶査定不服審判の棄却審決（拒絶査定を維持）を受けた後も、出願で拒絶されなかった請求項のみを分離して出願することができる制度の導入

国内優先権主張ができる出願対象を拡大（特許法）

(2021年9月29日国会本会議通過 → 2021年10月19日公布、2022年4月20日施行予定)

- 登録査定の後も、その特許出願における改良・追加発明を優先権主張により新たに出願し、特許を受けることができるように対象拡大

2. 知財法改正状況 ～最近公布され、施行待ちの法律②～

JETRO

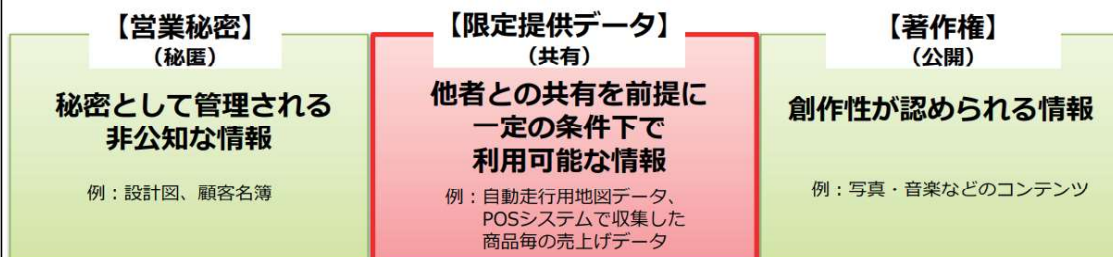
「（日本でいう）限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置の創設（不正競争防止法） (2021年11月11日国会本会議通過 → 2021年12月7日公布 → 2022年4月20日施行)

- 「データの不正使用行為」を法律に明確に規定して、その不正取得・使用等を不正競争行為とする（第2条第5号及び第6号の新設等）
- 「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律の強化

日本の不競法改正説明資料

出典：経済産業省知的財産政策室

■ 損害賠償請求権 + 差止請求権あり
■ 今般措置する内容（現行法では民法不法行為に基づく損害賠償請求権のみ）



➡ 価値あるデータのうち、**一定の要件を満たしたデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正取得・使用等**を不正競争防止法に基づく「不正競争行為」と位置づけることにより、**救済措置として差止請求権等を設ける。**

2. 知財法改正状況 ～最近公布され、施行待ちの法律③～

JETRO

商標の部分拒絶制度導入（2020年11月6日法案提出→2021年1月11日国会通過）

- 商標登録出願に対する拒絶理由が一部の指定商品にのみある場合、拒絶理由がない残りの指定商品については商標登録を受けることができるようにする部分拒絶制度を導入する（第55条修正）
- 審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品の範囲を減縮する等により、その拒絶理由を簡単に解消できる場合には、必ず審判手続を経ることなく、審査官に再審査を請求することができるようにする（第55条の2新設）

2. 知財法改正状況 ～国会係属中の法案～

JETRO

韓国型証拠収集制度（以前は「K-ディスカバリ」）の導入（特許法、実用新案法）

（2020年8月24日、同年9月24日法案提出）→2021年9月8日委員会審議→**継続審議**

- 特許権、実用新案権の侵害訴訟において、侵害に関する証拠を確保するために専門家による事実調査制度を導入し、侵害行為が行われている相手方の工場等に対する実効的な証拠調査を可能とする
- 2020年10月1日に施行された日本の改正特許法第105条の2（査証制度）と類似する内容
- 韓国産業界による懸念があるため、法案を提出した議員と韓国特許庁は産業界、経済団体などと懇談会、公聴会などによる十分なコミュニケーションを図り、修正・補完していく計画（2021年第1四半期までとされていたが、業界団体の慎重論が根強く、調整が続いている）→**早期の可決・成立を目指して調整中の模様**

自動車の修理部品（スペアパーツ）に対するデザイン権効力制限

（2020年12月14日法案提出）

- 完成車メーカーで生産された自動車の原型復元や部品の交換・修理等、整備を目的に使われる代替部品に対しては、デザイン権の設定登録後5年が経過した場合、完成車メーカーのデザイン権に対する効力を排除する（第94条第3項新設）
- 英国、イタリア、スペイン、オランダなどで導入済みの制度であり（日米中は導入していない）、2020年10月には、ドイツで同様の法案が可決成立。台湾でも同様の法案が上程中。
- 韓国特許庁は、意匠権の正当な利益の侵害、TRIPs協定への抵触、他産業との公平性、米国、日本、フランスなどの主要な自動車生産国で制度を導入した事例がない、等の理由から**慎重な立場**。
- 過去に類似法案が5回提出されるも、いずれも**廃案**。

ご清聴ありがとうございました! 감사합니다!

ジェトロ・ソウル事務所

- 住所 :
ソウル特別市鍾路区清溪川路41 永豊ビル3階
- TEL :
+82-2-3210-0195
- FAX :
+82-2-739-4658
- メール :
kos-jetroipr@jetro.go.jp
- ホームページ (知財) :
<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



知財相談も随時行っております (ご来訪、お電話、メール)

- ★掲載情報については、正確を期すようジェトロソウル事務所においても最大限努力しておりますが、情報の正確性に関する最終確認や採否については、利用者の皆様の責任でご判断くださいますようお願いいたします。
- ★本資料を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロソウル事務所はその責任を負いません。

最近の世界的な知財動向（台湾）

中根 知大

公益財団法人 日本台湾交流協会

台北事務所 経済部主任



中根 知大

中根: 日本台湾交流協会の中根と申します。よろしくお願ひします。台湾の知財動向に関してお話ししたいと思います。早速、台湾の知財関連統計からお話ししていきたいと思ひます。まず、台湾への特許出願の状況ですけれども、特許の出願に関しては、2016年以降、年々増加傾向にございましたが、2020年はコロナ禍の影響によって、前年から比べて3.3パーセント減少することとなりました。

次に、意匠の出願状況ですけれども、意匠については年々8,000件前後で推移しておりまして、2020年は前年に比べて8.9パーセント減少と、やはりこちらもコロナ禍の影響を受けてしまいました。

続いて、台湾への商標登録出願の状況ですけれども、商標については年々増加傾向にございまして、2020年、コロナ禍にありましたけれども、前年に比べて8.4パーセント増加ということになっています。コロナ禍にあっても商標の出願が増加した理由としては、コロナ禍によって新たなビジネスが生まれて、商標を取る必要性が生じたこと、それから、中国の大陸から台湾に戻ってきてビジネスを始める人が出てきたことなどが挙げられています。

次に、台湾の特許庁における審査の処理状況についてお話しします。審査最終期間、FA期間、共に年々減少傾向にありますが、2020年は少しだけそれらの期間が延びています。審査待ち件数は、2017年以降、年々増加傾向にあるというような状況です。

次は、商標ですけれども、商標の審査処理期間、こちらも審査最終期間、FA期間、共に年々減少傾向にあります。ただ、商標の審査待ち件数は近年、特許と同じように増加傾向にあります。特許についても、商標についても、審査待ち件数が年々増加している点に関しては、台湾の特許庁である智慧財産局も大きな課題として認識しているところです。

次に、台湾における直近の知財法の改正ですとか、基準の

改訂の動きについて、簡単にお話ししたいと思います。まず、法改正に関しては、3点、挙げさせていただきます。昨年の9月に台湾はCPTPP加盟に向けた正式な申請を行いました。それに対応するように法改正の動きもございまして、今年1月20日になりますが、商標法と著作権法の改正草案が、行政院での審議が終了しました。これらの法案については、近く、台湾の国会に当たる立法院に送られることとなります。2点目、審判制度改革ですけれども、台湾の審判制度というのは、やや特殊な制度となっております。今、台湾の特許庁である智慧財産局は、日本をはじめとする諸外国の制度を参考にして、審判制度を大きく変更しようとしているところです。現在までに改正草案の第2稿のパブリックコメントを終了しておりまして、今、台湾の特許庁である智慧財産局で検討を行っているところでございまして、3点目の修理条項導入に関しては、後ほど少し詳しくお話ししたいと思います。

一方、審査基準の改訂に関してですけれども、こちらは昨年の7月になりますが、コンピューターソフトウェア関連発明審査基準が改訂されました。特にご注目いただきたいのは、発明該当性の判断基準が明確化されたということでございまして、これによって、発明該当性の判断基準が日本の考え方に近づきました。この点は日本にとっても非常に喜ばしいことかと思われまして。

次に、台湾における修理条項導入の動きについて少し詳しくお話ししたいと思います。いわゆる修理条項に関しては、最近、欧州各国でも徐々に導入しようというような動きがありますし、また、韓国においては関連する法案が国会に提出されているといったように、世界的にも動きがあるところですが、台湾でも修理条項に関して動きがございまして、現在、台湾の国会に当たる立法院に、いわゆる修理条項を盛り込むような専利法改正の草案が提出されている状況です。これは台湾の、いわゆる国会議員に当たるような立法委員らによって

提出されたものでございます。その内容としては、意匠権の効力は、自動車などの修理において、本来の外観に修復させるための部品には及ばないというものでございます。

このような法案が提出された背景には、外国自動車メーカーが台湾で多数の意匠出願をしてきていることに加えて、ある台湾企業が自動車部品に関して台湾で意匠権侵害の訴訟で敗訴してしまったといった出来事がございます。ただ、今のところ、台湾の立法院において実質的な審議がされるといった見通しは立っていない状況でございます。

最後に、話は変わりますが、台湾における日系企業の知財担当者の状況について簡単にご紹介したいと思います。台湾の日系企業の知財担当者ですけれども、駐在員の方が営業などの他の業務と兼務の形で知財を担当しているというような状況で、皆さま、知財の専門家ではない方が多くいらっしゃいます。この点は、欧米や中国大陸のように知財専門の駐在者を置いているという状況とは、台湾は異なっているかと思えます。そのようなこともございまして、現地の日系企業か

ら、私ども日本台湾交流協会に受ける、知財関連の相談事例と申しますと、模倣品の関係、あるいは、並行輸入品の関係の相談が多くあるというような状況です。駐在員の皆さまは、日頃のビジネスに直結するような知財の悩みについて、協会にご相談をいただくような状況になっています。一方、特許のような非常に知財の専門的知識を要するものに関しては、台湾の場合は、現地の日系企業で担当するというよりも、本社の知財部の方々がグリップされているということで、知財に関しては、現地日本企業から直接私どもに相談を受けるということは、非常に少ない状況になっています。

本講演をお聞きの皆さまにおかれましても、もし台湾に関して、知財の相談事がございましたらば、こちらの連絡先まで遠慮なくご相談いただければと思います。発表は以上になります。ありがとうございました。

台湾の知財動向

(公財)日本台湾交流協会
台北事務所 經濟部
中根 知大

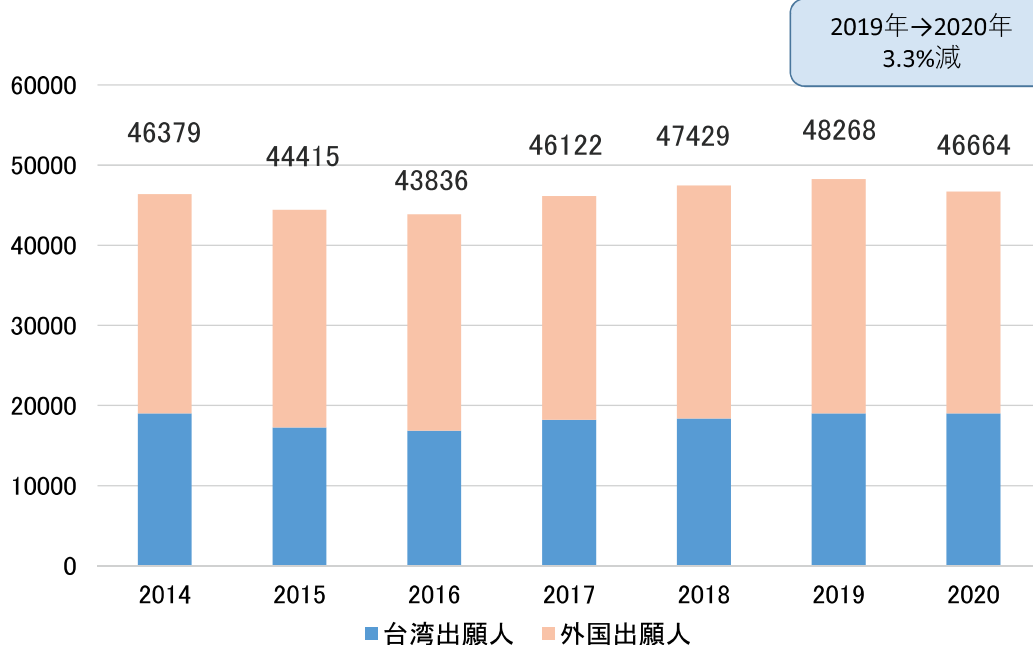
1

本日のトピック

- 知財関連統計
- 台湾における知財法改正や基準改訂の動き
- 現地日系企業知財担当者の現状

2

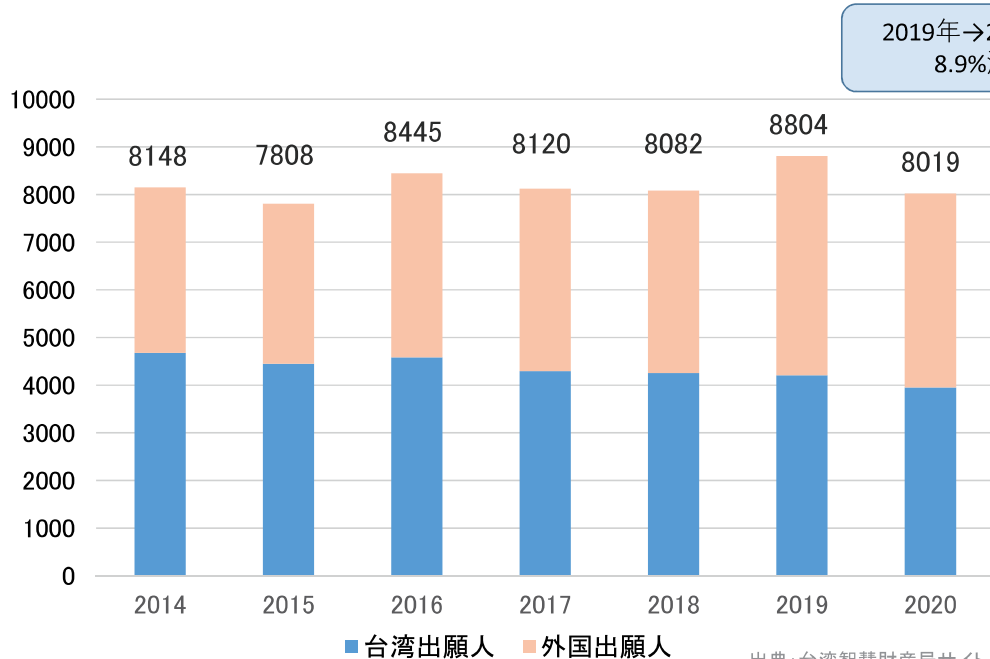
台湾への特許出願状況



出典: 台湾智慧財産局サイト

3

台湾への意匠出願状況

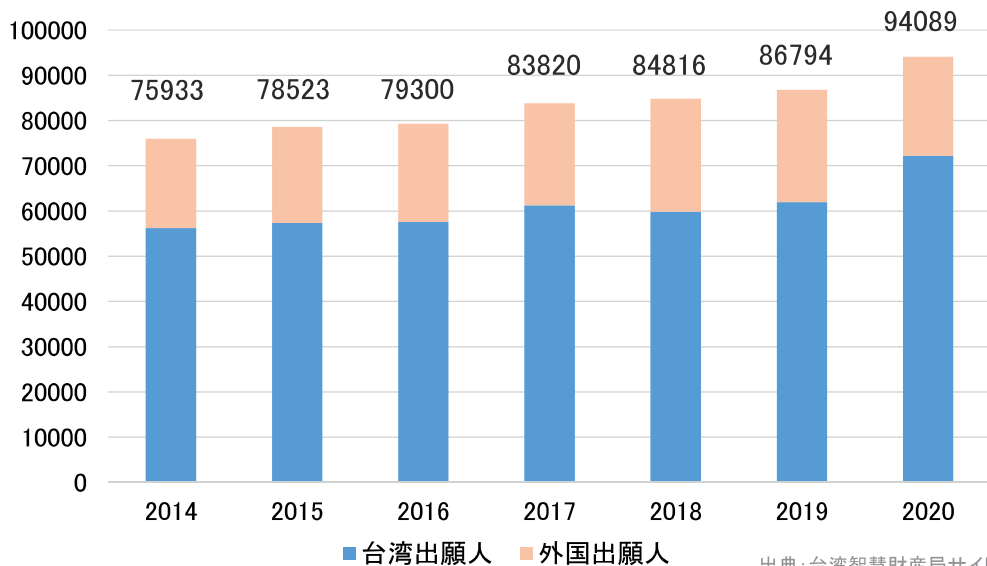


出典: 台湾智慧財産局サイト

4

台湾への商標登録出願状況

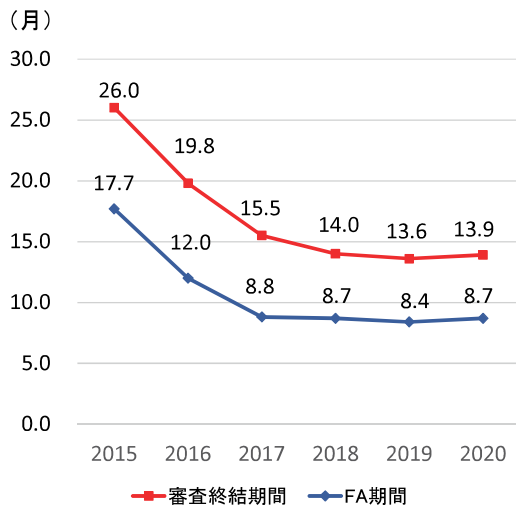
2019年→2020年
8.4%増



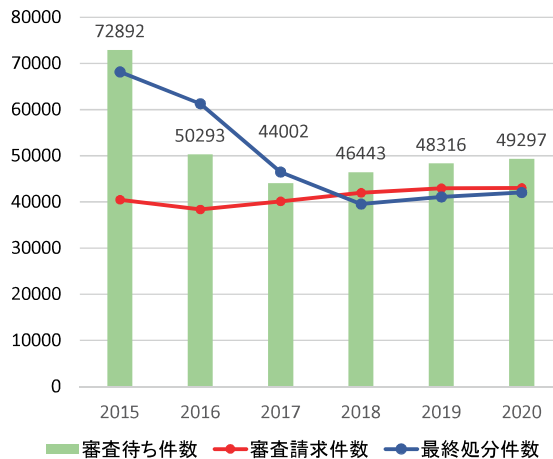
5

審査処理(特許)

審査処理期間(特許)



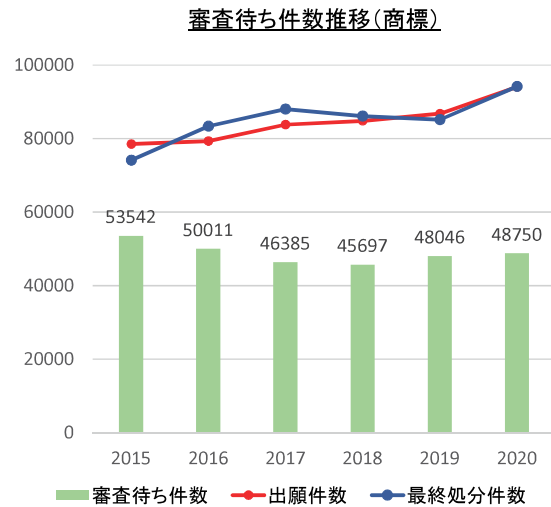
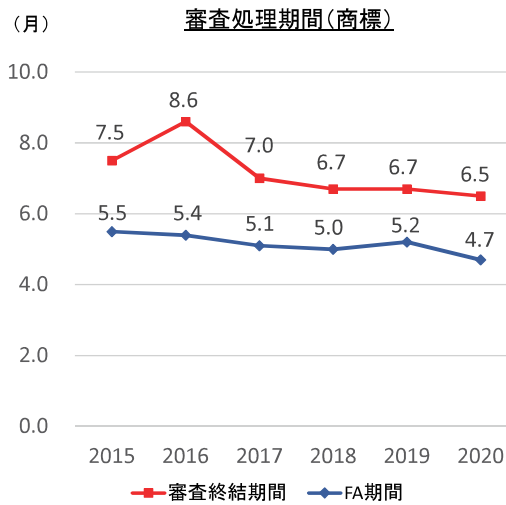
審査待ち件数推移(特許)



出典: 台湾智慧財産局サイト

6

審査処理(商標)



出典:台湾智慧財産局サイト

7

主な法改正、基準改訂の動き

法改正

- CPTPP加盟に向けた対応
商標法と著作権法の改正草案について行政院での審議が終了(2022/1/20)。
- 審判制度改革
日本、米国及びドイツ等の制度を参考にし、審判制度を大きく変更。
改正草案(第2稿)のパブリックコメント終了後、智慧財産局で検討中。
- 修理条項の導入(後掲)

審査基準改訂

- コンピュータソフトウェア関連発明審査基準改訂(2021年7月1日発効)
 - ・発明該当性(発明適格性)の判断基準の明確化 →考え方は日本と同様
 - ・進歩性に関する内容を総則(審査基準第三章第3節)と一致するよう改訂
 - ・AI関連の審査事項と事例を新設 等

8

修理条項導入に係る専利法改正案

概要

- ・民進党 邱議瑩氏ら27名の立法委員(議員)により、専利法にいわゆる「修理条項」を盛り込む法改正案が、立法院(国会)に提出されている。
- ・今のところ、立法院における実質的な審議の見通しは立っていない。

<改正条文案>

専利法第136条第3項

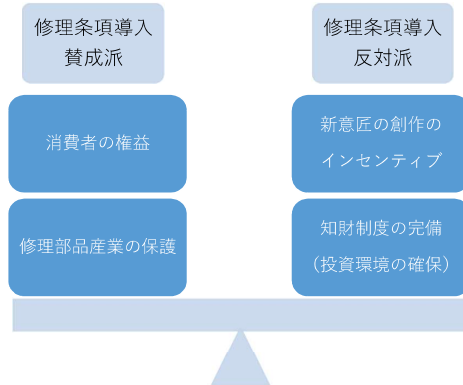
意匠権の効力は、自動車又はその他動力車両の修理において、本来の外観に修復させるための部品には及ばない。

背景

- ・外国自動車メーカーによる台湾での多数の意匠出願
- ・台湾企業の台湾での意匠権侵害訴訟での敗訴

ダイムラー vs DEPO

台湾の自動車ヘッドライトメーカーDEPOが、ダイムラーから意匠権侵害で訴えられた事件において、2019年8月に、DEPOに対し3000万台湾ドルの賠償金支払いを命じる一審判決が出された。現在、控訴審で係争中。



9

現地日系企業知財担当者の現状

現地日系企業知財担当者の現状

- ・駐在員が、他の業務と兼務で知財を担当しており、知財の専門家でない。
- ・知財案件は、本社の知財部と現地法律事務所の間で処理し、現地子会社が全く関与しないケースも多い。

現地日系企業から受ける相談事例

●模倣品関係

- ・ECサイトにおいて、模倣品の出品を削除させても、再度出品される。
- ・ECサイト上で、本物の製品の写真が勝手に使用されている。
- ・SNS上の特定のグループ、コミュニティ内で模倣品が販売されている。

●並行輸入品関係

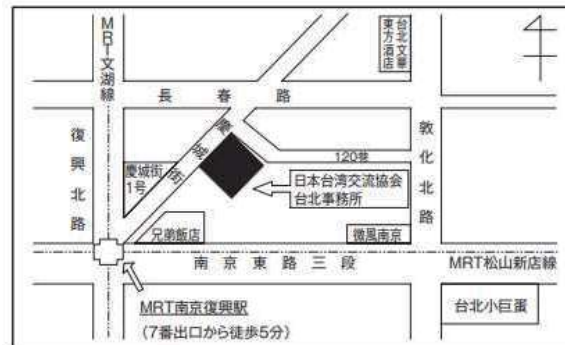
- ・台湾当局の認証が必要な製品であるにもかかわらず、その認証を受けずにECサイト上で並行輸入品が販売されている。

10

知的財産についてのご相談は以下まで！

公益財団法人日本台湾交流協会
台北事務所 知財担当

住所：台北市慶城街28號
TEL：+886-2-2713-8000 #2723
Email：ipr-k1@tp.koryu.or.jp



最近の世界的な知財動向（ASEAN）

三原 健治 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
シンガポール事務所 知的財産部長

渡邊 純也 独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
バンコク事務所 知的財産部長



三原 健治



渡邊 純也

三原: それでは、ASEAN の知財状況について、ジェトロ・シンガポール事務所の三原から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ASEAN の人口ですけれども、シンガポールが 560 万人で、最も多い ASEAN の人口を有するのはインドネシアの 2 億 7,000 万人となっており、非常に大きな人口を有する巨大マーケットを形成しています。

続いて、ASEAN6 のオンライン市場規模ですけれども、2020 年から 2025 年にかけて、年間で 24 パーセントの上昇率を示していくという予測が示されております。また、e コマースの市場規模ですが、各国ベースを見ても、非常に伸びていることがうかがえます。

続いて、ASEAN において、皆さんご案内のことかもしれませんが、RCEP が今年の 1 月 1 日に発効いたしました。地域的・包括的経済連携協定ということで、総人口 23 億人、GDP が世界の 3 割を占めるという巨大な経済圏が構成されております。ここには知的財産に関する章も設けられておりまして、今後の動向が注目されているところでございます。

続いて、ASEAN 各国の法整備・条約加盟状況でございます。PCT とマドプロにつきましては、ミャンマー以外の国につきましては、全部の国が加盟しているという状況です。ハーグ、意匠に関しては、まだ加盟していない国もございますけれども、今後の状況を注視していきたいというふうに考えております。

ここから ASEAN6 の出願状況を、特許、意匠、商標の順番で簡単にご紹介したいと思います。特許につきましては、ASEAN は、日本が非常に多く出願しており、中国がそれに続いているといったような状況でございます。

続いて、意匠ですけれども、意匠は自国の出願が非常に多い

のですが、その後、日本が続いて、その後、中国が続いているといったような状況でございます。特に特許、意匠で共通しているのですが、中国の方が日本より出願数が少ないのですが、件数推移でみると、最近、中国がかなり出願数を伸ばしているといったような状況でございます。

最後、商標ですけれども、商標も自国の出願が多いのですが、ここで中国の出願が非常に伸びているということでございます。もともと中国より日本の方が商標出願が多かったのですが、年間の推移を見ると、中国が日本を追い抜いたという状況でございます。これは中国が、ASEAN が最大の貿易相手国ということで、商品の輸出等で商標を使うケースが増えているといったようなことが考えられると思います。

続いて、ASEAN6 における権利化期間、特許について見たものですが、タイについては後ほど説明があると思いますが、ここで注目したいのはインドネシアです。インドネシアはもともと PPH 等で審査の処理が非常に遅れているといったような問題があったのですが、近年、2020 年のデータですと、権利化期間 3.6 年ということで、ASEAN6 の中で最も短いという統計データになっております。

最後に、シンガポールとインドネシアのそれぞれについて簡単に知財の動きについてご紹介したいと思います。まず、シンガポールについてですが、SG IP Fast Track というサービス、これももともと SG Patent Fast Track といひまして、日本でいうと、特許の早期審査のようなサービスですが、これが名前を IP に変えまして、特許の全分野に加えて、その特許に関連する意匠・商標にまで包括的に権利化をすることができるといったようなサービスが、今年の 4 月まで提供されているということでございます。

最後、インドネシアですけれども、インドネシアは、国内実施業務、インドネシア国内において製品を製造したり、その製造方法を使用する義務を負うということが、特許法の 20 条で定められておりまして、不実施の場合は、強制実施権の対象になったり、取り消しになったりするということで、先進各国の政府や企業団体から非常に批判を浴びたという背景がございます。近年いろいろ法改正がありまして、一番最近は、去年の 8 月ごろ、特許法の改正案が公開されたことございまして、新たに特許法 20 条 A というものが設けられて、大臣報告の義務が生じたということございまして。ただ、この場合、実施する必要がないというコメントもございまして、まだ改正案ですので、今後引き続き状況を注視したいと考えております。以上で発表を終わります。

渡邊: ジェトロ・バンコク、知財部の渡邊と申します。ここからは陸側 ASEAN の知財概況、特にタイ・ベトナムにおける知財の現状についてお伝えいたします。

まず、タイについてですが、タイにおける知財に関する課題として挙げられるのが、特許の権利化期間が非常に長いということです。タイでの特許の権利化期間の全体平均は、2019 年から若干減少しておりますが、平均で 8 年と、非常に長い期間となっております。そして、技術分野別で見ると、有機・バイオ・医薬の分野では 10 年を超える状況となっております。このような状況を改善すべく、タイ知財局では、審査官の大幅増員を行ったり、特許法の改正作業を進めております。

このように審査期間が長いタイにおいて、特許権利化期間を短縮する方法として挙げられるのが、特許審査ハイウェイ、PPH となります。PPH 申請件数は、2021 年 3 月の時点で累積件数は 2,395 件となっております。そして、PPH 申請から登録までの平均期間は 14 カ月となっております。WIPO 統計のデータでは、審査請求から FA までの期間が平均で約 31 カ月ですので、権利化期間は通常の出願よりは短い状況となっております。

次に、タイの知財関連法の改正状況を見ていきたいと思っております。タイでは、特許、小特許、意匠に関する規定が特許法の中に含まれています。今回の改正では、主に審査期間の大幅短縮を目的とした改正案の手続きが進められていて、パブコメの募集が行われております。昨年 5 月にはタイ知財局のホームページで意見聴取結果について公表されており、す

で内閣へ改正案が提出され、審議が進められております。今回の改正では、特許については、出願公開時期の法定化、審査請求の出願日基準化、自発分割の導入、登録後の誤記訂正など、そして、意匠につきましては、権利期間が 10 年から 15 年へ延びる点や、部分意匠制度・関連意匠制度の導入、ハーグ協定対応など、重要な改正項目が含まれています。そして、法改正の他に、商標審査基準の改正の手続きも進められています。昨年 2 月に商標の審査基準の改定案が公表され、パブコメの募集が行われました。最も大きなポイントとしては、これまでは登録が難しかった、通常の順序ではない 3 文字以上の文字が、識別性のある装飾した文字とみなされると明記された点にあります。

次は、ベトナムの状況についてお伝えいたします。ベトナムにおける特許の権利化期間は、タイと比べると短くなっておりまして、それでも全体平均で 5.4 年程度と、長い期間となっております。ベトナムでも知財における課題の一つとなっております。近年は減少傾向にありましたが、2019 年から 2020 年にかけては横ばいとなっております。特に、無機分野、有機・バイオ・医薬分野は、権利化期間が長くなるという結果となりました。

そして、ベトナムでの特許権利化期間を短縮する方法としても、やはり PPH が挙げられます。2020 年の実績を見ていただきますと、FA 期間で平均 8.7 月、最終処分まで平均 9.5 月となっております。さらに、特許率もかなり高い数字を示しております。一方で、ベトナムでは PPH の申請件数は半年の上限が 100 件で、年間の上限が 200 件と決められております。

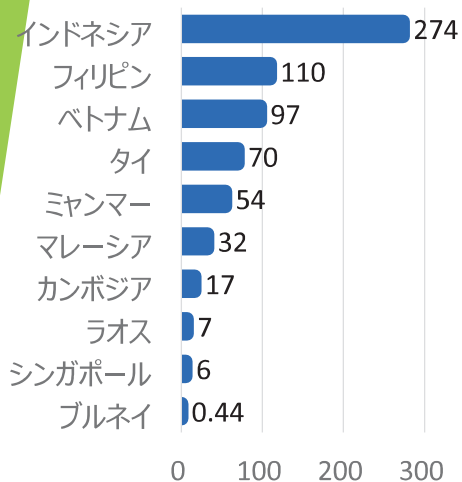
最後に、ベトナムでの知財法改正の動きについて紹介いたします。ベトナムでは全ての知財権が知的財産法の中で規定されており、今回の改正では広い範囲で改正が行われる予定となっております。主なところとしては、特許では、秘密特許規定の追加、知財権保護に関しては、行政罰を受ける知財権侵害行為の限定、意匠では、部分意匠、公開遅延制度の導入、商標では、音の商標追加、無効理由として悪意の商標追加となっております。なお、部分意匠については、改正案の中では、取り外し可能な製品の独立した部分の意匠と定義付けされている点に注意が必要かと思っております。法改正については、現在、国会での審議中となっております。

以上で私からの発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

ASEANの知財概況 (海側ASEANを中心に)

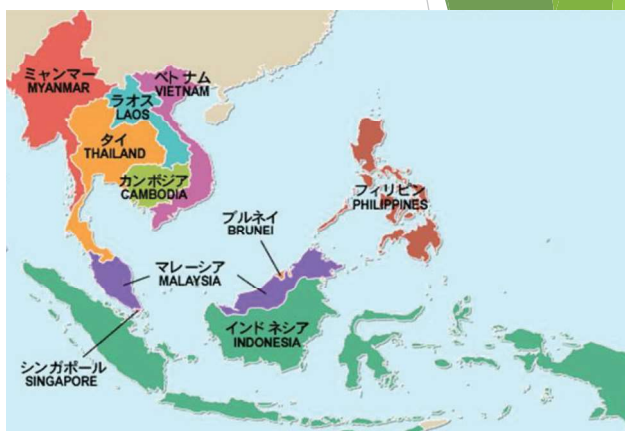
ジェトロシンガポール事務所 三原 健治

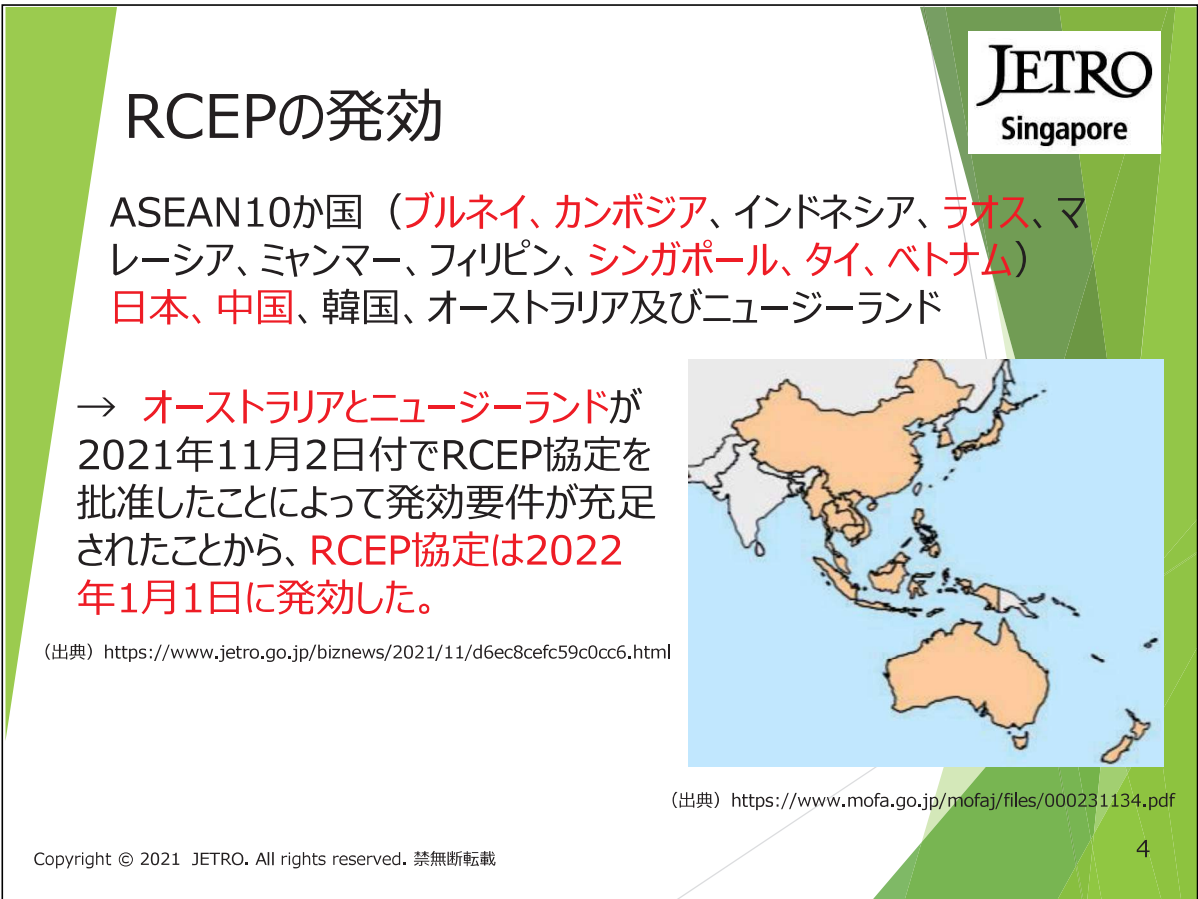
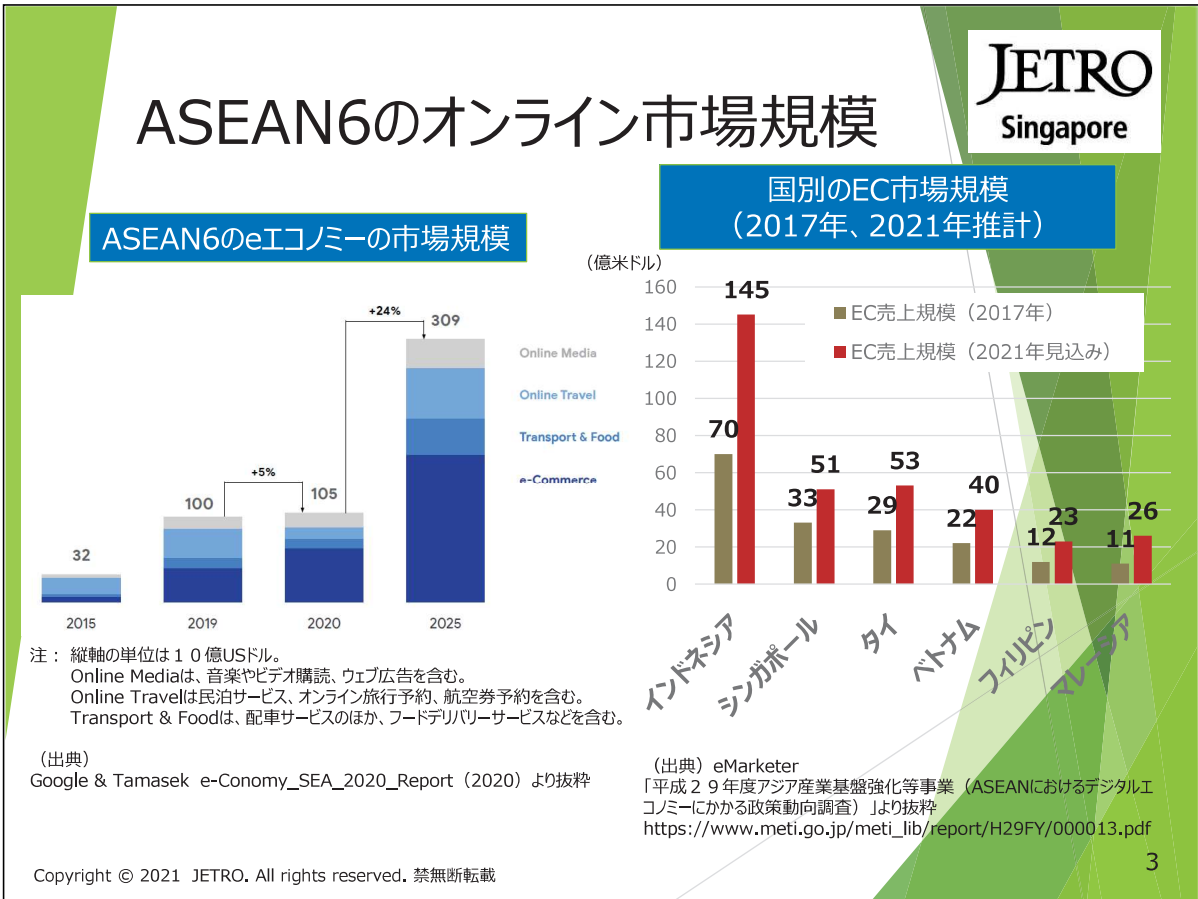
ASEANの人口



(出典) 世界銀行(2020)

百万人





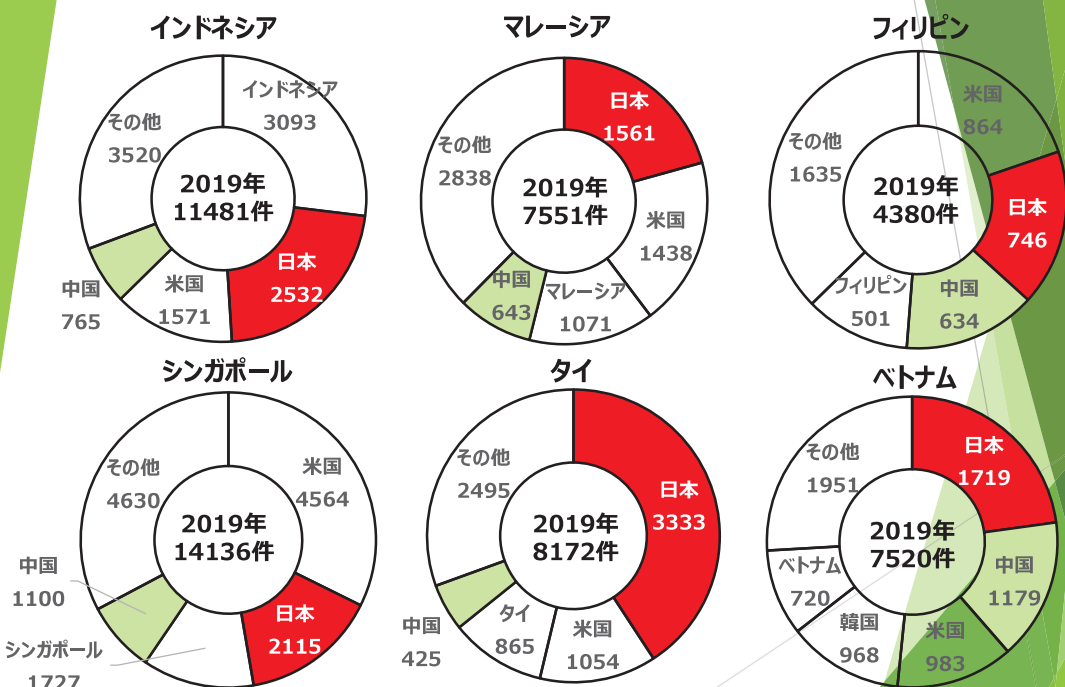
ASEAN各国の法整備・条約加盟状況

	シンガポール	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ブルネ	カンボジア	ラオス	ミャンマー	タイ	ベトナム
WIPO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
TRIPS	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○
パリ条約	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
PCT (特許)	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
ハーグ (意匠)	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○
マドプロ (商標)	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
ブダペスト条約	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○
TLT	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
ベルヌ条約	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○
WCT	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
WPPT	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
UPOV1991	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○

Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

5

ASEAN6への特許出願状況

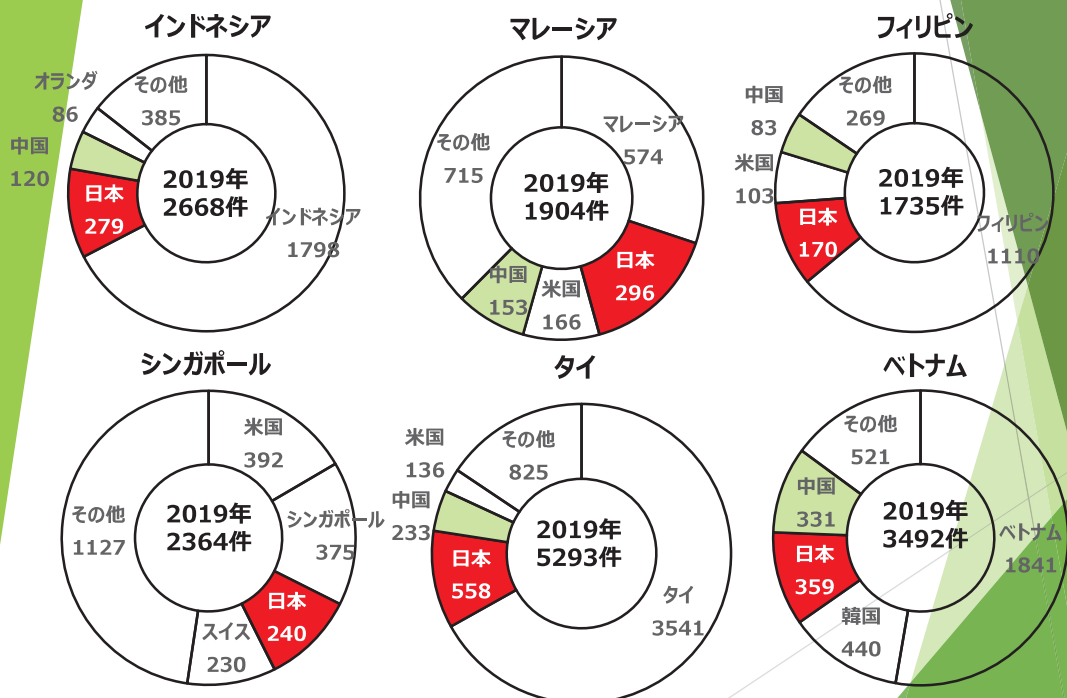


Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

出典：WIPO統計

6

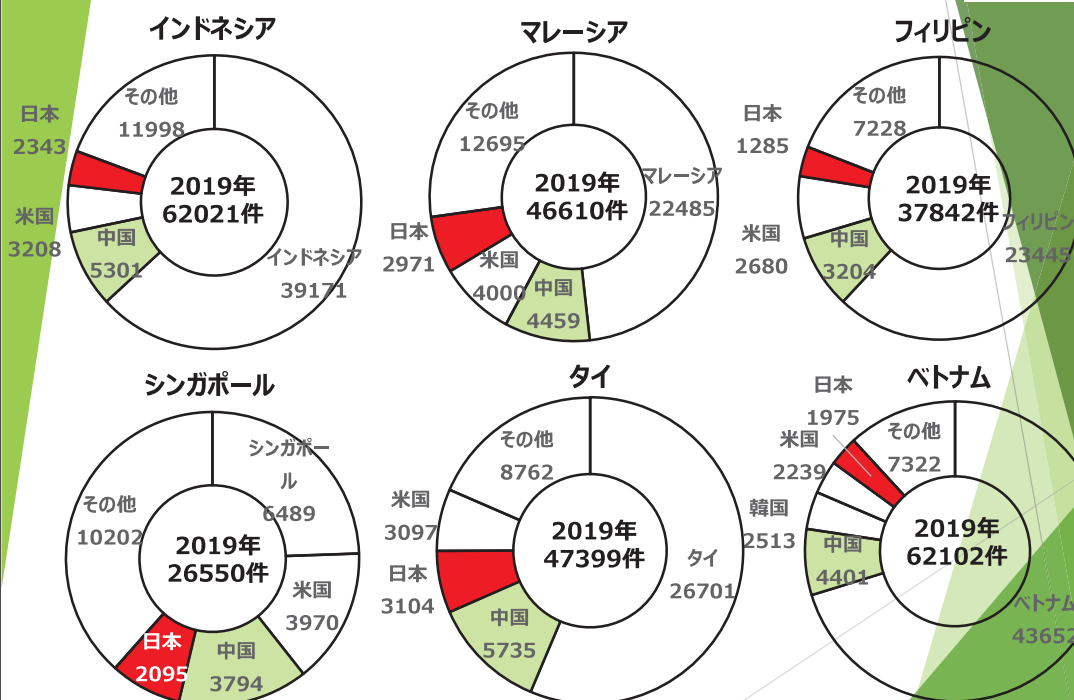
ASEAN6への意匠出願状況



Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

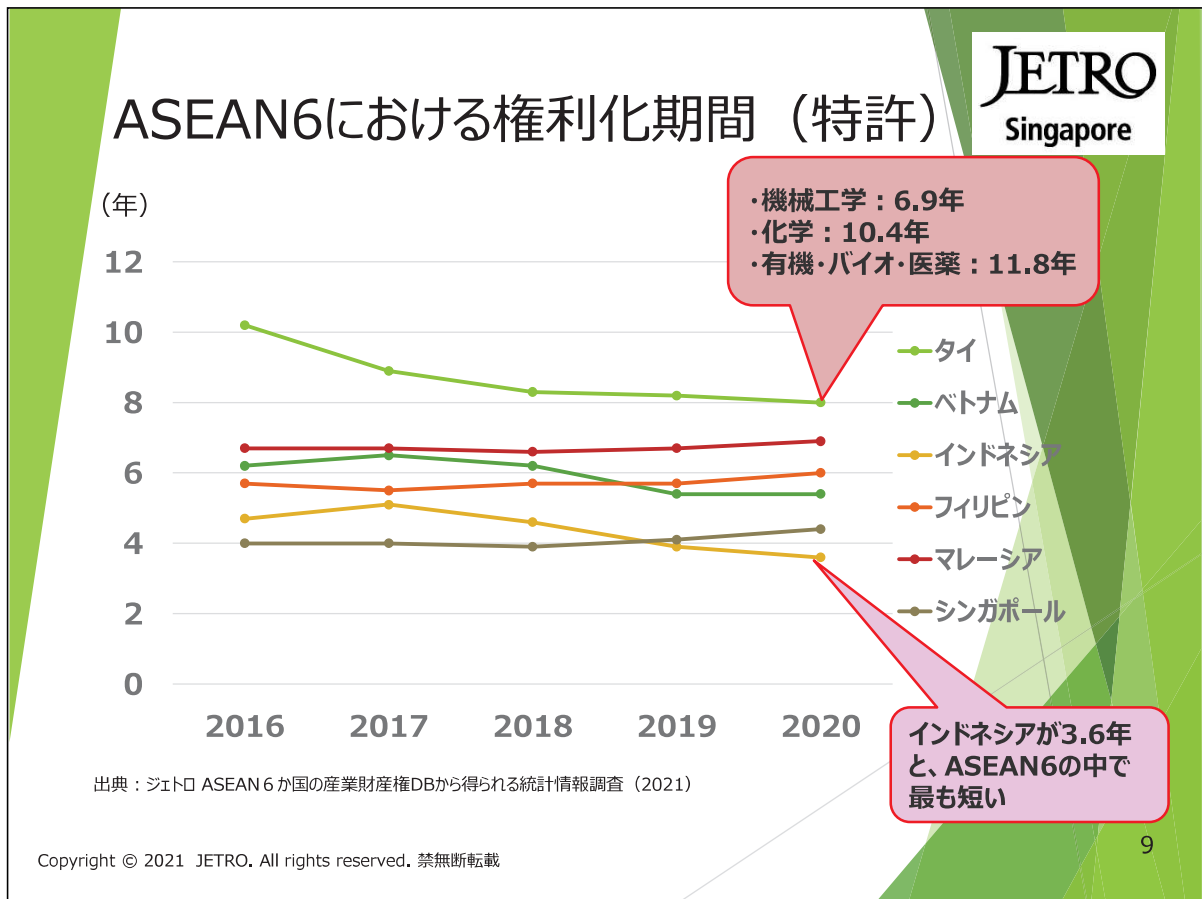
出典：WIPO統計

ASEAN6への商標出願状況



Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

出典：WIPO統計



- ## シンガポール 知財の動き
- ・修正実体審査ルート of 廃止（2020年1月）
 - ・「SG IP Fast Track」特許全分野、関連する意匠・商標に拡大（2022年4月まで）
 - ・「12 Months File-to-Grant」特許に関して特定の条件を満たせば適用
 - ・第三者情報提供制度・特許付与後の再審査請求制度の導入（2019年法改正、2021年10月1日施行）
 - ・著作権法改正（2021年11月21日施行）
 - ・営業秘密に関する調査研究の実施
- Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

インドネシア 知財の動き (特許実施義務1/2)

JETRO
Singapore

2016年改正特許法（2016年8月26日）

- 特許権者は、**インドネシアにおいて製品を製造／製造方法を使用する義務を負う**（20条）
- 特許付与後不実施のまま36か月経過した場合に**強制実施権**の対象、また**特許取消し**の対象（20条、82条、132条）。



- 特許法20条は特許権の国内実施義務を定めるものであるが、TRIPS協定27条に違反する可能性があるとして**先進各国の政府**や**企業団体から批判**が寄せられていた。

インドネシア 知財の動き (特許実施義務2/2)

JETRO
Singapore

2016年改正特許法の改正案を公開（2021年8月23日）

- **特許法20条Aを新たに設け、特許権者はインドネシアでの特許の実施について毎年大臣に報告する義務が生じる**
- 「特許権者はインドネシアで特許を実施または製造する必要はなく、実施に関してステートメントを出す義務がある」として引き続き、審議中。

ありがとうございました。

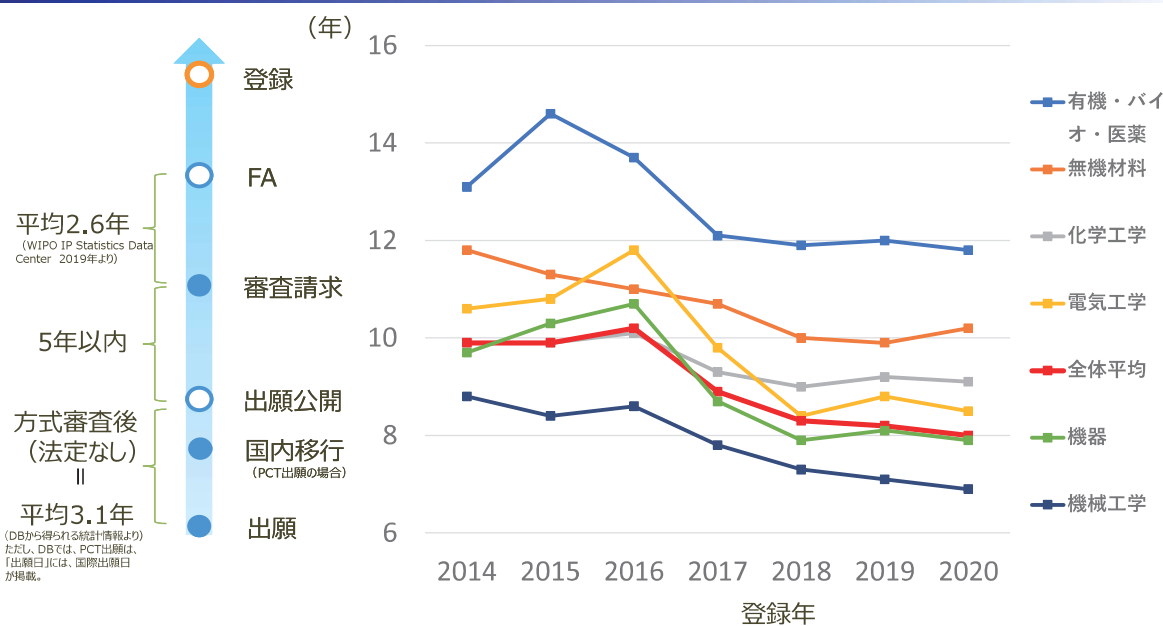
ASEANの知財概況 (陸側ASEANを中心に)



ジェトロバンコク事務所 渡邊 純也

Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイにおける知財に関する課題（特許の権利化期間について）

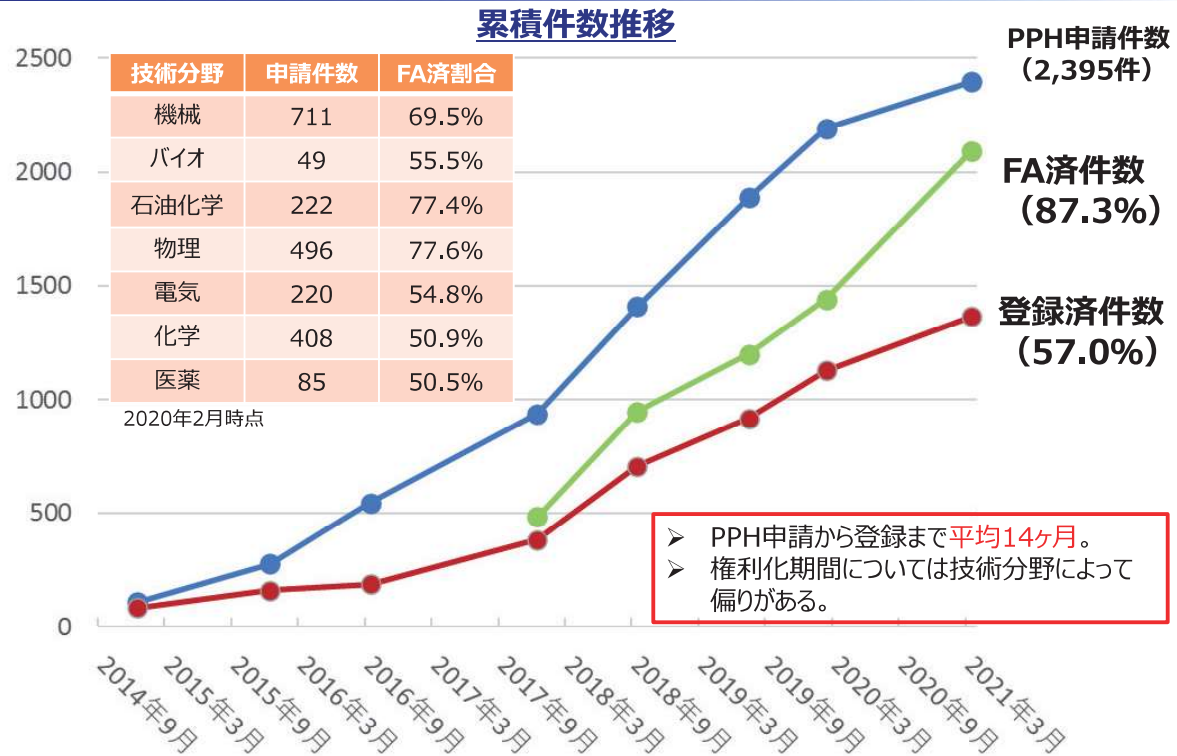


- 依然として審査遅延の問題は残るが、権利化期間は減少傾向。
- (16年) 10.2年, 登録1837件 ⇒ (20年) 8.0年, 登録3502件
- 日本出願人の登録率は、全体の30%と比べて高く、40~50%前後。

出所：ASEAN産業財産権データベースから得られる統計情報（2021年3月）

Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイにおける特許の権利化期間の短縮手段（PPHについて）



Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

出所: 2021年3月30日 タイDIPとの意見交換

3

タイにおける知財法改正の動き

■ 特許法（特許、小特許、意匠含む）の改正

⇒主に審査期間の大幅短縮を目的とした改正が進行中、2020年9月に公表され、パブコメ募集が行われた。

→ [2021年5月14日 タイDIP、意見聴取結果をウェブサイトに公表](#) → [内閣へ提出](#)

発明特許：権利化前

- ①出願公開時期の法定化（18か月）
- ②自発分割の導入
- ③審査請求の出願日基準化（3年）
- ④新規性の世界公知基準の明確化

意匠特許

- ①権利期間の伸長（10年→15年）
- ②部分意匠制度、関連意匠制度の導入
- ③自発分割の導入
- ④公開遅延請求制度の法定化
- ⑤ハーグ協定への対応

発明特許：権利化後

- ①登録後の誤記訂正
- ②ライセンス登録制度の緩和

■ 商標審査基準の改正（2021年2月改訂案公表）

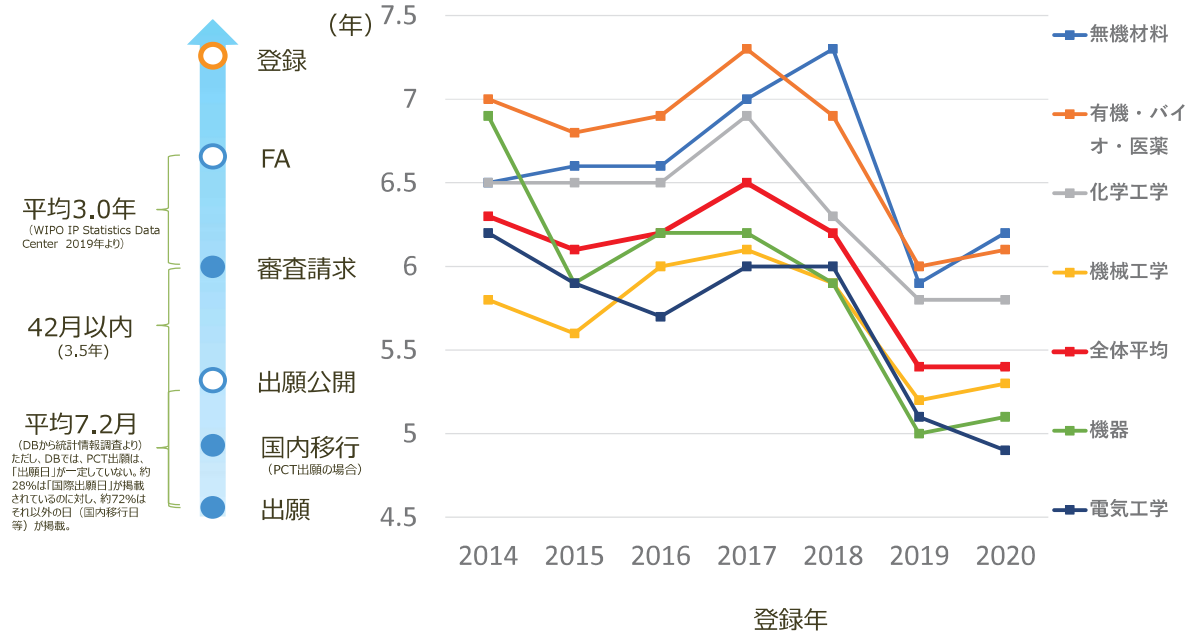
【ポイント】

- 通常の順序ではない3文字以上の文字、数字の並列は、識別性のある装飾した文字または数字と見なす。しかしその文字または数字の称呼は含まない。
- 外国名の使用をその名前の所有者である国で権限を持つ者（在タイ大使館など）から許諾された場合に限り登録可と明記

Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

4

ベトナムにおける知財に関する課題（特許の権利化期間について）



➤ 日本国籍出願人案件は、全特許を母集団とした登録率より10～20%程度高め

出所：ASEAN産業財産権データベースから得られる統計情報（2021年3月）

ベトナムにおける特許の権利化期間の短縮手段（PPHについて）

日ベトナム特許審査ハイウェイ（PPH）の実施

- ・2016年4月より試行開始（受付上限100件/年）
 - 2016年：4月1日～8月24日受付終了
 - 2017年：4月1日～5月30日受付終了
 - 2018年：4月1日～4月3日受付終了
 - 2019年：4月1日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
 - 2020年：5月4日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
 - 2021年：4月1日～7月15日受付終了、10月1日 受付開始

2019年度より、
受入上限200件/年
に拡大

2020年実績

- 審査期間
 - FA: 平均約8.7月※
 - 最終: 平均約9.5月※
- 審査結果
 - 特許率：94%
 - （拒絶となった案件は全て応答無し）
 - FA特許率：70.9%
- これまでに分かっている課題
 - ・出願公開前にPPH申請がされた場合はすぐに審査ができない（出願公開を待たなければならない）
 - ・ベトナム語への誤訳が多い
 - ※PPH申請日または公開日の遅い方からカウント

ベトナムにおける知財法改正の動き

✓ 今回の改正は、(1)国際的な合意（CPTPP、EVFTA（EU越間の自由貿易協定）との整合、(2)知的財産権の執行に関する手続きの簡素化・効率化等を目的としている。

特許

- ① 拡大先願規定の追加
- ② 秘密特許、安全保障管理規定の追加
- ③ 遺伝子資源、伝統的知識規定の追加

知財権保護

- ① 行政罰を受ける知財権侵害行為を限定（著作権、商標、GI、植物品種に限定）
- ② 知財権関連の輸出入国境管理措置を限定

意匠

- ① 部分意匠※
- ② 公開遅延制度の導入

商標

- ① 音の商標の追加
- ② 無効理由追加（悪意の商標）

※改正案では、取り外し可能な製品の独立した部分の意匠と定義

改正スケジュール	2020年11月	2021年4月	2021年12月	2022年5-6月	2022年7月
	改正案公表 (パブコム)	内閣へ提出	国会審議	国会承認	施行

ご清聴ありがとうございました。

最近の世界的な知財動向（インド）

渡部 博樹

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューデリー事務所 知的財産権部長



渡部 博樹

渡部: ジェトロ・ニューデリー事務所の渡部でございます。本日はインドの知財状況についてご紹介いたします。

まず、インドの経済状況についてご紹介いたします。オミクロン株の発生により、コロナによる影響が見通しにくいところではございますが、コロナの第2波によって壊滅的な水準にまで落ち込んだGDP成長率は急激に回復し、2021年の実質年間成長率は10パーセント前後になるという予想が大勢を占めております。そのような中で、2020年はコロナ禍であるにもかかわらず、過去最大、約7兆円の直接投資がなされました。

日本企業のインドにおけるビジネスについて、特許出願数の観点から分析したものが、こちらの表になります。インド特許庁が公開しているデータベースを利用して、各技術分野における出願件数上位20社に日本企業が何社含まれているかを調べました。化学、バイオ、電気・電子分野と比較して、機械・工学分野では大きな存在感を示していることが分かります。この結果は製造業セクターを中心にインドに進出しているということとも一致します。一方で、インド政府は他のセクターにも投資誘致に積極的です。今後は他の技術分野の市場規模が拡大していくことが見込まれます。機械・工学分野以外の分野における特許出願についても、今後日本企業からの出願が増えていくことを期待したいと考えております。

続きまして、今後も引き続き日本企業のインドへの進出が見込まれますところ、インドにおける知的財産の保護に関して、最近の状況をご紹介いたします。まず、特許の審査期間とコロナの影響についてご紹介いたします。このグラフは、インド特許庁の公開データベースを利用して、2020年1月以降の各月の出願公開件数、FERの件数、登録件数をグラフにしたものです。2020年4月のコロナ第1波の際には、インド特許庁の審査はほぼストップしたことが分かります。しかし、

2021年のコロナの第2波においては、第1波をはるかに越える悪い状況であったにもかかわらず、特許審査のアウトプットに大きな影響は見られませんでした。これはインド特許庁がコロナ第1波の教訓を生かし、在宅ワークができるようシステムと業務フローを見直し、コロナに対してうまく対応しているためだと考えられます。

次に、特許権の取得にかかる期間についてご紹介いたします。FER、すなわち最初のオフィスアクションがなされるまでの期間は年々短縮されており、2020年のFERの平均発行期間は16.9月でした。また、特許登録までの期間はわずかながら短縮化されておりますが、2020年の特許登録までの期間の平均は6.7年でした。

特許権取得までに時間がかかるという問題に対する一つの解決策として、2019年に日印特許庁の協力として開始されたPPHというスキームがございます。PPHを利用してインドへ特許出願をした場合のFERまでの期間と、特許を取得するまでの期間について、インド特許庁の公開データベースから得られる情報に基づいて調査をした結果がこちらになります。調査対象は2020年以降にFER、登録がなされた案件です。まず、FERについて、左のグラフをご覧ください。PPHを利用すると、約9割の案件が12カ月以内にFERを得られたという結果になっています。PPHを利用しない場合と比較して、FERを得られる期間が短縮されていることが分かります。次に、右のグラフは特許取得までの期間になります。こちらにつきましても、8割の案件が1年以内に、ほぼ全ての案件が2年以内に特許取得できていることが分かります。PPHを利用しない場合の特許取得までの期間を青いバーで示しておりますが、それらと比較して、圧倒的に早く特許権を取得できることが一目瞭然に分かるかと思えます。

特許に関する主な課題をここに挙げております。手続き面では、実施報告書、外国出願情報提供義務、審査実務の面で

は、拒絶理由に十分な説明がないこと、分割要件・補正要件が厳しく、また、日本の制度とは異なっていること、その他の点として、インド特許庁の公開データベースが使いにくいといったことがよく挙げられます。これらの課題については、継続的にインド政府に対して改善要望を行っています。

次に、商標出願に関してご紹介いたします。まず、商標出願へのコロナの影響をこちらのグラフに示しました。2020年のインドにおけるコロナの第1波において、出願件数、公開異議申立待ち件数、登録件数、いずれも大きく減少しました。しかし、それ以降は回復し、2021年のコロナ第2波においては大きな影響は見られませんでした。

商標審査の大きな問題としては、異議申立がなされると、登録までに非常に長い期間がかかることが挙げられます。商標は、インド特許庁からのファーストアクションは非常に早く、出願から平均して約1カ月程度で審査が行われます。その後、拒絶理由がなければ公開され、4カ月間の異議申立期間が設けられます。異議申立がなければ、そのまま登録されます。その場合、出願から約7カ月で商標登録されます。一方で、異議申立がなされると、準司法手続きへ進み、登録までに数年、遅い場合は10年を超える場合もございます。問題の原因は、異議申立を審査する商標登録官の人数が不足していることにあります。インド特許庁は2020年2月に商標登録官の新規募集をしておりますので、状況の改善を期待したいと考えております。

インドでは2017年の法改正により著名商標が導入され、著名商標の登録申請が可能になりました。著名商標として登録された場合、非類似の商品・サービスであっても拒絶理由になり得るものとなります。当該制度の導入は歓迎されるものですが、注意点がございまして、著名商標の所有者から異議が申し立てられない限り、著名商標という理由だけでは登録を拒絶することができません。従って、著名商標の所有者は後の出願をチェックし、要すれば異議申立をする必要がございまして、そのための監視負担と代理人手数料は大きな負担となっております。

次に、訴訟についてご紹介いたします。オンラインで情報が公開されているデリー高裁、ムンバイ高裁については、年間500から1,000件の知財訴訟が行われていることが分かっています。訴訟の内訳は、商標が6割、著作権が3割程度であり、これら2つの領域がほとんどになっています。原告は、インド国籍が7割、アメリカが2割、ヨーロッパが1割程度

であり、日本国籍はわずかです。インドの知的財産関連の訴訟では、出訴された案件の全てを、まず裁判官が確認し、必要に応じて、被告の反論を待たずに、出訴後1日から3日程度で一方的な差し止め命令が出されるケースが多くあります。出訴後半年程度で裁判官の判断に応じて仮差し止め命令が出されるケースがございます。最終的な判決、すなわち永久的な差し止めについては、平均して大体1年から3年で出されます。ただ、現地法律事務所によりますと、一方的差し止め命令、あるいは、仮差し止め命令がなされた時点で、和解を目指すのが一般的とのことでした。

医薬品関連の知財の話題として、ウェイバー提案と強制実施権についてご紹介いたします。インドと南アフリカは現在WTOに対してコロナワクチンに関する特許権の一時免除を求めるウェイバー提案を行っています。2021年5月にウェイバー提案を修正する際に、インド政府内で強制実施権の実施について検討がなされましたが、ワクチン製造のための原材料の入手が困難であることを考えると、強制実施権を発動しても効果を見込めないと、強制実施権の発動の可能性を事実上排除したという経緯がございまして、しかしながら、その後、2021年7月に、インド国会の商務委員会から、コロナの治療のための医薬品およびワクチン生産について、特許権を一時的に放棄し、特許に関する強制実施権を発効する勧告がなされました。このようにウェイバー提案の今後の行方と、インド国内での強制実施権の発動について、注意が必要な状況です。

最後に、最近のインド政府の動きについて簡単にご説明いたします。2021年7月にインド国会の商務委員会から、「インドにおける知的財産権制度の見直し」と題する、約150ページのレポートが上下院に提出されました。ここに主な提案を記載しておりますが、内容は非常に多岐にわたっており、詳細な分析と今後の提言が記載されています。来年以降、当該レポートに基づく知的財産制度改革がインドで進んでいくことが期待されます。

以上で私からの発表を終わります。ご清聴、誠にありがとうございました。



衰えない対印投資：コロナ禍でも増大

2020年度の海外からインドへの直接投資額は、コロナ禍にもかかわらず、**過去最大**を記録

単位：Crore（1000万ルピー）



(元データ：インド商工省のFDI統計)

注力産業の差異は非常に鮮明

＜出願件数上位20社にランクインした日本企業の数＞

化学

	2018年	2019年	2020年
日系	2	2	2
外資	14	15	17
インド	4	3	1

バイオ

	2018年	2019年	2020年
日系	1	1	3
外資	11	12	16
インド	8	7	1

電気・電子

	2018年	2019年	2020年
日系	3	2	4
外資	15	13	15
インド	2	5	1

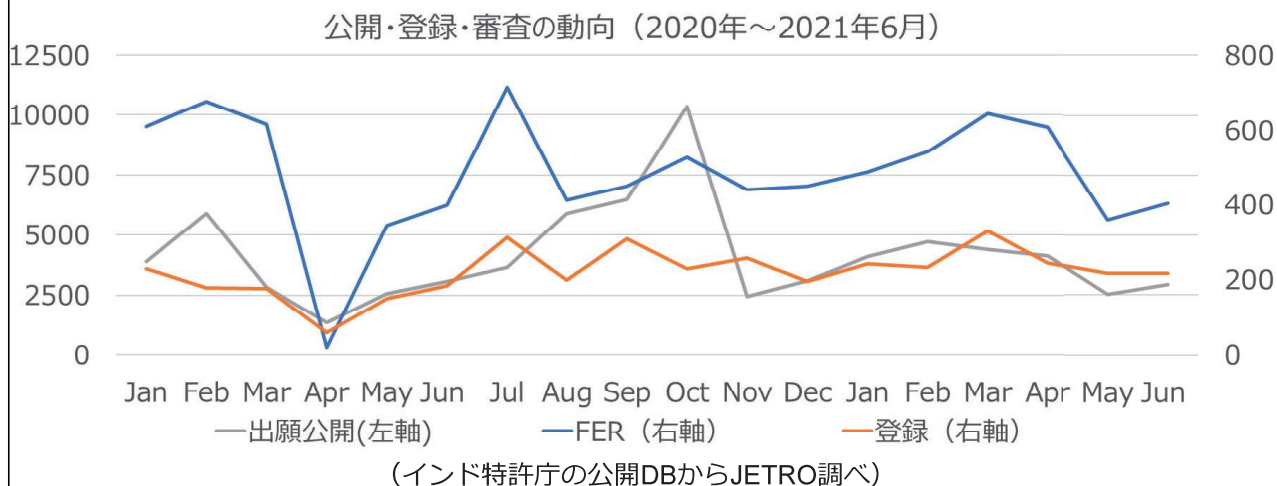
機械・工学

	2018年	2019年	2020年
日系	6	5	7
外資	10	10	10
インド	4	5	3

(インド特許庁の公開DBからJETRO調べ)

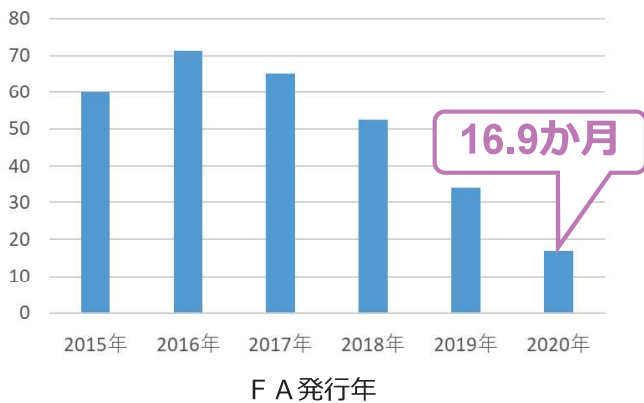
【特許】 コロナによる審査遅延は回復

第一波のロックダウンで、公開・審査・登録がほぼゼロ
2020年5月から急激に回復、第二波のロックダウンでの影響はみられない



【特許】FAは早いですが、登録までは道長し

FAまでの期間（単位：月）



登録までの期間（単位：年）

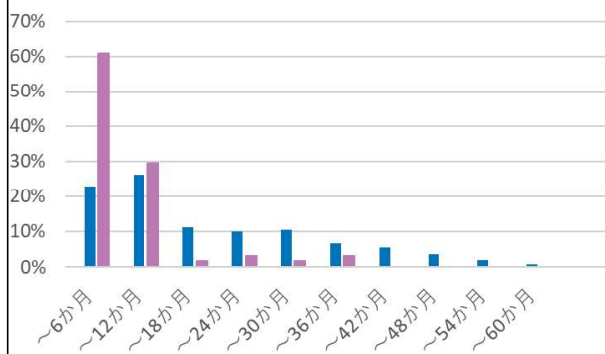


(インド特許庁の公開DBからJETRO調べ)

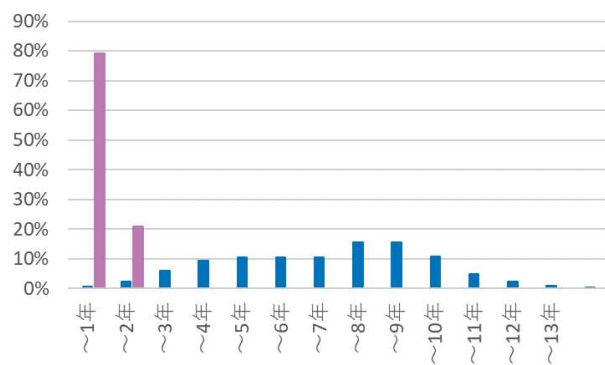
【特許】PPHで劇的短縮

2020年以降のFA・登録案件の、期間ごとの割合をPPH案件と非PPH案件で比較結果

FAまでの期間



登録までの期間



(インド特許庁の公開DBからJETRO調べ)

【特許】 その他の主な問題

<手続面>

Form27（実施報告書提出義務）

Form3（外国出願状況提供義務）

<審査実務面>

拒絶理由通知書の内容（対比・論理付けの記載無し）

分割要件

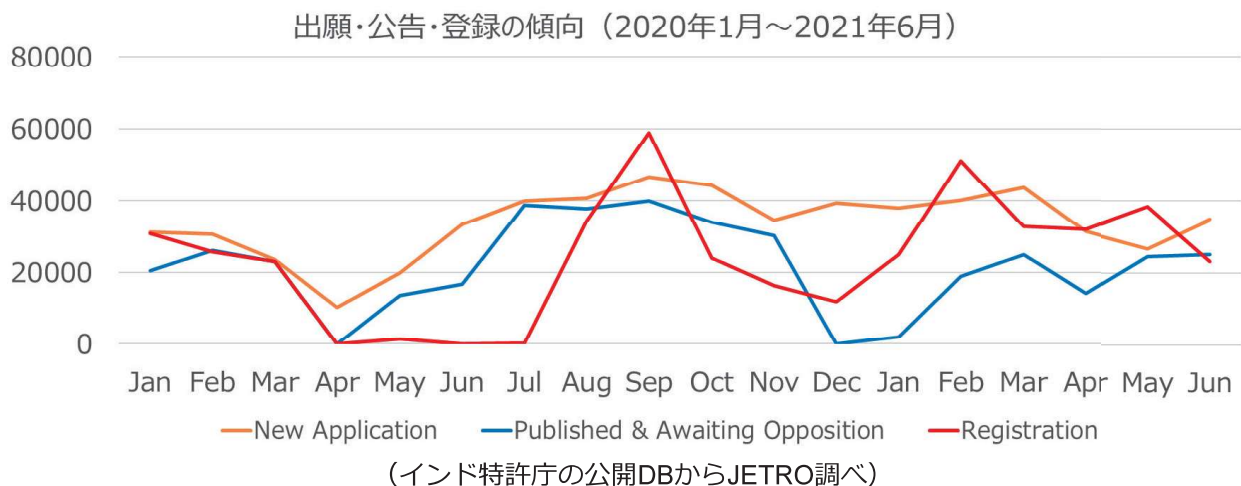
補正要件

※法改正・規則改正／運用改善による対応を継続的に要請

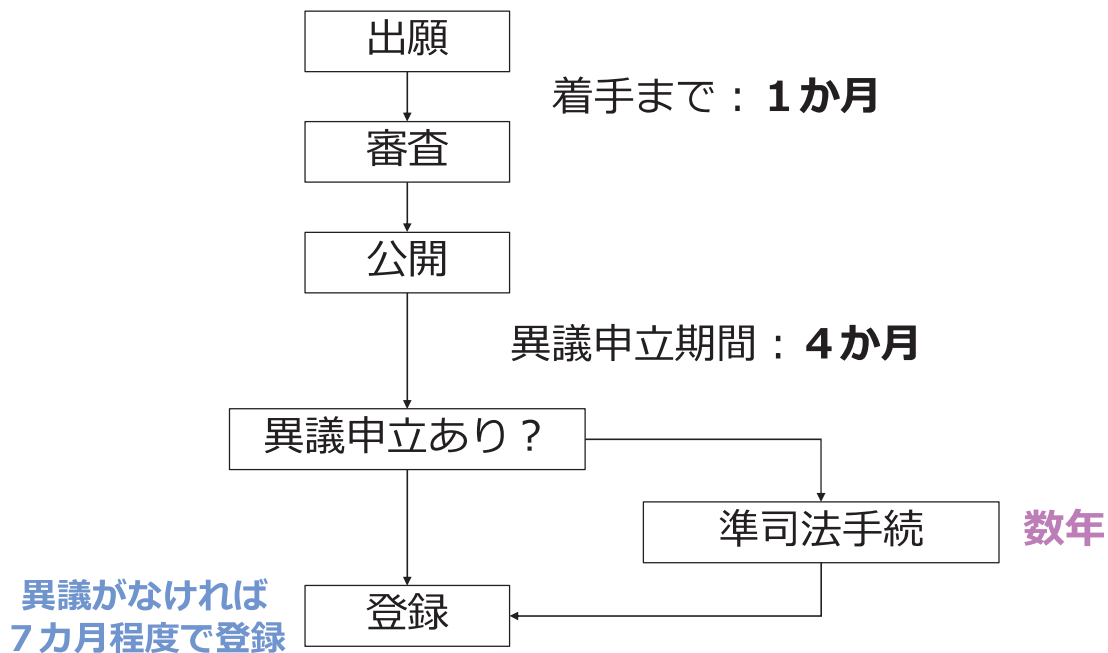
【商標】 コロナによる審査遅延は回復

第一波のロックダウンで、公開・審査・登録がほぼゼロ

2020年8月から急激に回復、第二波のロックダウンでの影響はみられない



【商標】 審査は早いが、異議で泥沼化



【商標】 その他の問題

＜著名商標の保護＞

2017年商標法改正で、著名商標の申請・登録開始

著名商標として登録されれば、非類似の商品・サービスであっても拒絶理由となり得る

この制度の導入自体は大きな前進、ただし、、、

審査において著名商標に基づく拒絶はされず（商標法第11条（5））、著名商標権者が異議申立する必要あり

監視負担とコスト（代理人手数料入れて約10万円ほど）が問題

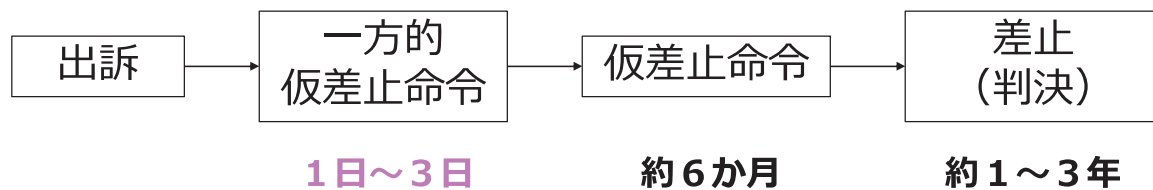
【訴訟】 商標・著作権がメイン、権利者有利

デリー高裁、ムンバイ高裁では、年間約500～1000件の訴訟件数

商標：6割、著作権：3割、特許は少ないが増加中

原告は、インド：7割、米：2割、欧：1割、日は僅か

出訴後、裁判官が全件確認し、1日～3日で「一方的仮差止命令」



(日本企業談) 出訴前に調整しており、裁判に持ち込まないようにしている
 (現地法律事務所談) 一方的仮差止・仮差止命令が出た時点で和解を目指すのが一般的

【その他】 ウェイバー提案と強制実施権

	ウェイバー提案	強制実施権の議論
2020年 10月	ウェイバー提案	
2021年 5月	修正提案	インド政府、実施上の課題（根本的な問題は、原材料の入手）から、ワクチン生産を強化するためのツールとして強制ライセンスを使用する可能性を 事実上排除
2021年 7月		インド国会の商務委員会、Covid-19の治療のための医薬品およびワクチンの生産について、特許権を一時的に放棄させる 強制実施権の設定を勧告 （※ただし、原材料の入手については言及なし。）

Review of IPR Regime、上下院に提出

2021年7月、国会の商務委員会が、「インドにおける知的財産権制度の見直し」と題する、約150ページのレポートを、上下院に提出。主な提案は以下のとおり。

- 国家知的財産権政策2016の見直し
- 州警察における模倣品・海賊版対策部門の設立
- IPエンフォースメントに関する中央調整機関
- 模倣品・海賊版を抑制するための具体的な法律の制定
- 特許庁職員の増員
- AIおよびAI関連の発明を取り入れるための現行法の見直し
- IPABの廃止の再検討
- 他国とのPPH
- IPを担保とした資金調達
- Covid-19の治療のための医薬品およびワクチンの製造に関する強制実施権の付与
- 特許法のForm 27による情報提供の要件緩和